

第二百八回国 参議院農林水産委員会會議録第十二号

令和四年四月二十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十二日

辞任 加田 裕之君

補欠選任 佐藤 啓君

四月二十五日

辞任 小沼 巧君

補欠選任 森 ゆうこ君

出席者は左のとおり。

委員長 理事 長谷川 岳君 酒井 庸行君 藤木 眞也君 山田 俊男君 田名部匡代君 紙 智子君

委員

小野田紀美君 進藤金日子君 野上浩太郎君 野村 哲郎君 宮崎 雅夫君 郡司 彰君 森 ゆうこ君 横沢 高徳君 熊野 正土君 下野 六太君 谷合 正明君 舟山 康江君 梅村みずほ君 須藤 元気君

国務大臣

農林水産大臣 金子原二郎君

農林水産副大臣 中村 裕之君

環境副大臣 大岡 敏孝君

大臣政務官 農林水産大臣政務官 下野 六太君

事務局側 常任委員会専門員 笹口 裕二君

政府参考人 農林水産省大臣 安東 隆君

農林水産省大臣 官房総括審議官 水野 政義君

農林水産省大臣 官房総括審議官 青山 豊久君

農林水産省大臣 官房技術総括審議官 小川 良介君

農林水産省消費・安全局長 平形 雄策君

農林水産省農産局長 森 健君

農林水産省畜産局長 光吉 一君

農林水産省経営局長 牧元 幸司君

農林水産省農村振興局長 天羽 隆君

林野庁長官 神谷 崇君

水産庁長官 塩見 英之君

国土交通省大臣 官房審議官 森光 敬子君

環境省大臣 官房審議官 土居健太郎君

環境省環境再生・資源循環局長

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(高病原性鳥インフルエンザ対策に関する件)

(水田農業政策に関する件)

(農業の環境負荷低減対策に関する件)

(飼料価格高騰対策に関する件)

(女性農林漁業者の支援に関する件)

(林業及び水産業の振興施策に関する件)

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(長谷川岳君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、加田裕之君及び小沼巧君が委員を辞任され、その補欠として佐藤啓君及び森ゆうこ君が選任されました。

○委員長(長谷川岳君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、農林水産省大臣官房総括審議官安東隆君外十二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(長谷川岳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(長谷川岳君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○酒井庸行君 お暑うございます。私は暑いんです。

まず初めに、自民党、酒井庸行でございますけれども、この質問をする機会をいただきまして、皆様にお礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございます。

そして、やはりとても悲しいことから話をしなければなりませんけれども、やはり北海道の遊覧船の事故というの、お亡くなりになった方々には本当に心から御冥福をお祈りするとともに、また、まだ見付かっていない人たちの、本当に早く見付かるといういいなということを心から願っております次第でございます。

それと、ウクライナもそうです。大変な状況がまだ続いておりますけれども、この二つを見てても、人です。人がやはり関わっていることだと思えます。人の命というのを、本当に、改めて皆様お考えになっておられると思えますけれども、人が原因でやはりなっているというのは大変悲しいことだというふうに思います。

そんなことをお話をしながら質問に入りますけれども、前回、私はもう自分の言いたいのことを言って、お話をさせていただきました。日本の農業というのはどういう経緯で何だったんだと、そして、これから農業というのは、日本の農業の役割というのは何だったというつもりでお話をさせていただきます。

その上で、今回質問させていただきますけれども、今国会でこの農林水産委員会が提案されていきます法案というのについて、私は非常に疑問を感じ、不安を感じます。その意味で、農林水産委員会の皆さんの御対応に対してやはりきちんとしていただきたいなという思いで質問をさせていただきますので、お願いをしたいというふうに思います。

まず、今日は、令和四年度の水田活用の直接支

払交付金の拡充、見直しについて、それからもう一つは、農業経営基盤、今日趣旨説明を行います。農業経営基盤強化法の一部改正の問題、それから食料安全保障の関係、三つについて質問をさせていただきますけれども、最後まで行かないかも分かりません。それをお許し願いたいというふうに思います。

まず、水田活用の直接支払交付金の見直しについてお伺いいたします。

資料をお配りしてありますけれども、交付対象水田の扱いについての資料があります。その資料からいきますと、今後五年間、令和四年から令和八年までですね、一度も水張りが行われない農地は交付対象用の水田としないという方針があります。

これ確認なんですけれども、つまりこの指導というのは、五年に一度水田に戻せということの意味になりますよね。実施しないと補助金が出ないということですよ。どうでしょうか。お伺いたします。

○政府参考人(平形雄策君) 今回の見直し、五年に一遍ということなんですけれども、これは、水田の機能を有している水田において、畑作物の作付けが定着化したものについては畑地化を促すという一方で、水田機能を有するものについては、連作をするとうしても障害が起きやすいということ、五年、なぜ五年かというところは何度か御説明しましたが、連作障害が三年になるとかなり生じておりまして、五年になると相当大きくなるということ、五年に一遍ということでブロックローテーションをしていただく。ブロックローテーションをしていただく中で、どうしてもできない課題については、課題の検証をしつかりやっていくということで、今考えているところでございます。

○酒井庸行君 今おっしゃった意味が分からないわけでは無いんです。だけど、日本の農業というような話をするときに、やはり米が余って減反をやって、そして水田から畑にして大豆や豆の、野

菜を作れと言ったわけですよ。今度は良い米を作れと。いい米なら輸出すれば売れるからと。また、飼料用のお米や米粉用のお米を作れという御指導でありました。

日本人がお米を食べなくなったというのは、実はこれも大きな課題なんです、問題でもあるんですけど、それによって水田の維持が難しくなってきた。そしてまた、食料の安全保障の観点からも自給率を上げよう、上げると、高くしなきゃならないという時代があつて、その時代の変化が、食料事情も変化するとなんかがあつて、その時々に対応というのが、やっていかなきゃならない、必要不可欠であるということは理解をします。さっきおっしゃったようなことも含めて。

しかし、水田から畑にするというのは、元の田んぼに、水田に戻せということは、しかも四年間畑にしたところを水田にするというのは、土も違うし、これはもう言わなくてもいいんでしょうけれども、あぜまで造っていかなきゃならないということになれば、それはいろんな問題があるんじゃないですか。これ、現場でやった人間は、私もやっていきますからね、現実には、その辺を、実際の苦労というのをお分かりですか。

○政府参考人(平形雄策君) 私ども、この方針を昨年の年末に示させていただいてから、各地からいろんな御意見いただきました。実際、我々の職員も各地に行きまして説明をしながら、現場の中でどんなふうにも実地利用されているかということに關して御意見交換するのと同時に、現場も視察をさせていただいております。現在もそれが続いております。

そういった中で、現場の中では、もちろん水田の機能があつて、その中でブロックローテーションされているところもありますけれども、今まで作物が定着して、畦畔もかなり形がなくなつてきているよというところもござります。それぞれ合理性があつてそういう方針を選ばれたかと思えますけれども、もう一回水を張るときに、実際はもう水田の機能がなくて水が張れなくて、じゃ、こ

れから本当に水を張ってもう一回やるのか、それとも、もう耕地利用としては畑地にして利用した方がより効率的で畑地にするのかということ、今各地で考えていただいているところだと思えます。無理に水を張るためにもう一回その基盤整備をしてというのは大変御苦労も掛かりますし、また、水田維持するというのは大変コストも労力も掛かります。

そういったところで、地域の労力との関係で、本当に今後も水を張る機能を持っていた方がいいのか、あるいは効率化して、畑作物で野菜ですとか麦、大豆ですとか、そういったものを効率的に作る方がいいのかということ、産地の中で売れる作物を作るという中で今考えていただいているところだと思います。

大変御苦労されているというのは、我々も重々承知しているつもりでございます。

○酒井庸行君 その上で伺いをします。もう二十年前になりましたけれども、私は農業委員もやり、土地改良の配水総代もやり、そして営農改善組合の組合長もやってきました。ちょうどそのとき田んぼを走り回りました。

それで、二十年前はまだ私の地域は下水道も完備していません。ちょうど今です、このちよつと前からですね、今田んぼに水を入れるわけですよ。苗代を作りながら田んぼを散らして、昔は田植というのは雨季でした。田植するのは雨が降つているときにやるんです。もう今は早くなつちやつたから、今からもうこのゴールデンウィークに皆さんやられますけれども。

水を入れるときに、下水がないので一般の家庭は全部用水に流すんですよ。だから、これはまずいと思つて、私は夜の一時に自分の田んぼに水入れに行きました。つまり、皆さんがお風呂に入つて出て、もうそれが出ないときに、いわゆる、用水に一般のいわゆる水が流れてくるんだけど、それを自分の田んぼに入れるためにやりまして。

だから、何が大切かというのはまた聞こうと

思つたんだけど、まず第一、三つ、私は大事なものは三つあつて、水なんですよ、まず。

それから、二つ目は何かというと、あるとき、子供たちを呼んで自分の田んぼで田植をさせました。それで、もう約三十人ぐらいで、約弱一反ぐらいのところまでやりけれどもやって、その一反ぐらいのところまでやり切れないので、もう初め、それこそ綱を張つて田植をするような準備をさせたんですけども、全くようやらない、もう遊ぶだけ。泥んこ遊びみたいなもので、やったわけですよ、本当に。それを一時間ぐらいもうやらせて、仕方ないからやらせて、それでその後にもう一回散らして、散らすというのはならしをしてですね、高学年の子だけ田植をさせました。

そのとき、それから何か月かたつて、だんだんだんだん稲が上がつてきて、だんだん大きくなつてきて、あるとき、地元の人から言えばその当時はおじいちゃんか、おい、庸行、おまえ、何なんだ、これと。どうしてあそここんな風に稲の伸びが違ふんだと。えつ、何なんだというふうに言われたんです。いや、これは、やつさん、やつさん、やつさん、分かんないけど、多分こういうことだろうと。それだけ子供たちが中に、田んぼの中に入つてぐちゃぐちゃにしたわけ、ぐちゃぐちゃに。多分それは、空気が中に入つて土が活性化されたんだろうと思います。明らかに違ふんです。

それで、その前は自分で田んぼを耕運機で起こしていますので、やつぱり耕運機じゃ深くどうしても起こせない。これ、ついこの間も実はやつたんですけれども、本当にあからさまに出てきた田んぼを作る、稲を作つたり米を作るのには大切だなというのが二つ目です。

三つ目何かというと、人ですよ。全部人が関わるんです。人の労力によつて動かしかなないんです。農林水産省の皆さんもいろんな案を作るのもそうです。現場で田んぼを起こして、水を入れて、苦労して水を入れて、草も取つて、花草も

取って、あぜも壊れるから直して、みんな人がやる。この三つだと思うんです。

最初に言いましたけれども、人が全部関わってくる。観光船の事故もそうだし、ウクライナの事故もそう。人、人です。だから、この法案をやるときに、あのとき野村先生がおっしゃったのは、この法案に魂が入っているのかという言葉を聞いたときあります。私は、そういう思いだと思います。そのことをちよつとお話をしておきたいというふうに思います。

その後の問題ですけれども、実際問題として、これ、食料安全保障の問題もあるし、有機農業の問題もあります。いろんな人からお言葉を、お話を聞いて、有機農業だったら百ヘクタールを目標としていらっしゃるじゃないですか。そうすると、実際問題として、この日本において、水田というのが、実際いろんなことを考えたときに最低どのぐらいの面積が必要だということにお考えになっていきますか、教えてください。

○政府参考人(平形雄策君) 済みません、正確な数字ではないんですが、今、日本の農地、四百二十万ヘクタール強あるかと思っています。そのうちの半分強、二百二十万ヘクタールぐらいが今水田であると思っています。経年的には壊廃が今進んでおりますが、やはり優良な農地は基本的に将来的に優良な生産基盤としてやっぱり残すというのが基本的な姿勢だと思っています。

水田については、お米の需要がずつと減少しておりますので、現在、お米、主食用米を作る面積は、面積で換算すると大体百三十万ヘクタールぐらいになっております。そうなりますと、水田の、つまり水をためる機能を持ちながら主食用米が作れない面積が、目の子でいっても九十万ヘクタールぐらいございます。

そういった中で、主食用を作る百三十万ヘクタールをずつと固定していくのがいいのか、あるいは、今基盤整備の中で、水がためられたりあるいは水が抜かれるという、いろんな需要に応じていろんな作物を作る農地の汎用化というの

進めております。これもとても、やはり国民にとって必要な食料を供給しながら、需要に合った生産、しかも水田を守っていくという意味で大変意味があるものだと思っておりますので、できるだけその二百二十万ヘクタールの水田は守りつつ、需要に合った生産ができるように、水田の機能の強化、これを図っていくことが必要だと考えております。

○酒井庸行君 二百二十万ヘクタールというふうにおっしゃいました。でも、実際は本当はもっと欲しいですよ、なはずです。そういう意味から考えると、やはり水田にするというのは大変重要だというふうに私は思います。

だからこそ、この今お尋ねをしている問題で、畑から水田していくのに、水田にして、皆さんにしていただいて、二年、三年でやめるものじゃないですよ、水田は。先、五十年も六十年もやっぱりやっていってもらわなきゃいけない。簡単に三年で終わったら困るわけですから、そんなもの。そういう意味でいったら、それが日本の農業を守ることになるわけだから、そこをよく考えてほしいなというふうに思います。

その意味でいったら、どうして畑から水田にするのに、少しと言わなくて全面的に助成金を出さないんだと。必要なんでしょう、田んぼが。おかしくないかこれは思いますよ。それは法律がどういふものかは分からない、だからこの法律ももう少しいろんな意味で考えてやるべきだと私は思います。

環境安全型農業直接支払交付金というのもあるじゃないですか。結局、環境を変えざるわけですよ。そうでしょう、畑から田んぼにするんだから。こういうものをもつと拡充を、少し枠を広げてこういうものから出すとか少し予算を増やしてやるとか、そういうことまでできるでしょう。どうでしょうか。

○政府参考人(平形雄策君) 今、酒井先生おっしゃられた中で畑から田というお話がありましたけれども、今、田について、主食用の需要が減っ

ている中で、田の中でいろんな機能を持てるようにというのが今やっております。

環境保全型の農業につきましては、そういった、田であつても畑であつても、これ、化学農業を減らしたり化学肥料を減らした生産、これは環境に負荷の少ない農業を実現するというところで掛かり増し経費の支払をしておりますし、このほかにも、直接支払といえば、中山間の直接支払ですとか多面的機能の支払ですとか、そういったその農地を農地としてやはり維持するためのいろんな政策はそれぞれの目的に沿って農水省としても用意をしていきたいと思いますが、いずれにしても、国民のその需要に合った生産を進めていくということを実現しながら、その中で、農地にどう機能を持たせて、そのための基盤整備をしかりしていくかということを考えていく必要があるというふうに考えます。

○酒井庸行君 理屈はいいんですよ、本当に。やっぱり、前、舟山さんが質問のときに、参考人のときに、瀬川さんに農業の弱点って何ですかって聞いたんだよね。そうしたら、手間が掛かることですと言われました。今ちよつと話をしただけでも、手間は掛かるじゃないですか。手間掛かるのよ、本当に。だから、僕が水、空気、人だと言ったのはそこなんです。そのことを考えたら、もう少し、机上の論議、議論だけじゃなくて、現場のことを考えたらそうですね、やっぱり考えなきゃいけないでしょうねという答えが欲しいの。よく森先生がお孫さんのことを話をされますよ。私も、この間、孫と一緒にキュウリや苗、植えましたよ。本当に、農業ってそういうものでしょう、孫につなげていくんでしょう、日本の農業って、手間暇掛けて。

だから、そこは是非とも、検討してでもいいから、その言葉だけでもいただきたいんですけど、どうでしょうか。

○委員長(長谷川岳君) 答弁、どなたに求めますか。

○酒井庸行君 じゃ、大臣、お願いします。

○委員長(長谷川岳君) 金子農林水産大臣、よろしいですか。

○国務大臣(金子原二郎君) 酒井委員はいろんな経験に基づいてお話をなされているわけでございます、その点、長年そういった農業を営んできた方の立場からお話を伺っております、私自身も理解できることもございます。

ただ、やっぱり全体の農業政策をどうあるべきかということを考えて我々はやっていかなきゃいけない。水田がもう日本の国の本であるということとはもうよう分かつています。ただ、しかし、やっぱり全体的な農林水産業の政策を考えていったときに、水産、農林関係の、特に米にはどういった対策をしてどういった金を使っていくかと、おのずから限られた財源のパイの中でやっていくわけですから、限られたパイの中でどういろいろなもの振興していくかということ考えながら政策というのはやっぱりつくり出していったらと思うんです。

だから、恐らく酒井委員が言ったような苦労については局長たちもみんな分かっていると思うんです。分かっている中でやらざるを得ない。日本の商業の、将来の農業を考えるときに、じゃ、どういう政策を取っていくかという考えの中で今回のこういった政策は生まれてきたというふうに思いますので、そこは、何も現場を考えなくてやつたわけじゃなくて、現場の考え方、意見をいろいろと十分考えながらやったように私は政策のいろいろな話を聞いておつて感じるわけでございます。うに思っております。

○委員長(長谷川岳君) 時間が来ております。

○酒井庸行君 大臣、ありがとうございます。期待をします。

終わります。

○田名部匡代君 おはようございます。立憲民主党の田名部匡代です。

今日、二十分という短い時間なので質問に入りたいんですけど、今、酒井先生から水田活用の話があったので、大臣、ちょっと伺いをしたいので耳を傾けていただきたいと思いますけど、大臣、今、財源が、限られた財源のバイの中で政策やるとおっしゃったんですけど、私は何かそこはちょっと違うと思うんです。何をやらなければいけないかということからやっぱり始まって、そのために必要な財源をしっかりと大臣のリーダーシップの下で確保していただくということだと思っています。

この水活の話というか、今水田の話されたんですけど、見えてこないのは、水田は大事だと言いながら、でも、畑地化するならそれもいいと。最低限だけだけの水田が必要ですかということを、酒井先生はおっしゃいましたけど、やっぱりそこなんです。そのために、その水田守つてもらうために税金使つて、何とか農地守つてくださーいというのがこの政策なんだけれども、財源が先だ、お金がないから、じゃ、しょうがないかみたいなことは、私は国の安全保障守れないというふうに思っているんですね。

私たちは緊急経済対策提案させていただきましたが、多年生牧草の減額分、こどもしつかり補填すべきだと言っていますし、今、泉代表の御指示の下、水田活用のこの直接支払交付金、法定化しようとして準備をさせていた、だいています。与党の皆さんも、前回の衆議院選挙、水田活用直接支払交付金の予算の恒久化ということ掲げていました。予算を恒久化するということは、しっかりと法律作って予算を確保できる、こういうことをするべきだというふうに私は思うので、是非、全ての皆さんにこの法案の賛成を呼びかけたいと思いますので、是非御検討いただきたいというふうに思います。

それで、一つは、私たちは、まずは減額になる多年生、特に多年生牧草です。ね、経営が成り立たないという声がある、何度もこの委員会でも取り上げました。そこしつかり支援をしていただきたい

ということ。最低限、畑地化するのであれば、その畑地化、ゲタ対策の部分です。よ、ここをしつかり拡充して、予算取って支援をしていく、この両方が今私は現場から求められているのではないかと。もう元には戻さないで何回も、大臣も、この間も勘弁してくださいとおっしゃったけれど、そういうことなんです。

与党の皆さん、圧倒的数持っているわけですから、この議論去年から始まって、現場の声をまず聞いていただきたいんです。よ、どういことが起こるのか、どうい影響があるのか。私たちが幾ら言ったってなかなか動いてもらえない。与党の皆さんが賛成して今こうい状況になっているわけじゃないですか。

大臣、是非、この多年生牧草の減額になった分、これでは耕作放棄地になるよと言っている、農地を守らなければ、幾ら芋植えて食料安全保障だと言ったって、芋植える農地が失われていったら安全保障守れないわけですよ。なので、しっかりとこは対策を打つていただきたい。そして、畑地化、ゲタ対策、こどもしつかりと拡充をして農家の支援をしていただきたいというふうに考えるんですが、大臣、ごめんなさい、通告もしないのに。お答えいただきたいと思います。

○委員長(長谷川岳君) 答弁求めますか。

○田名部匡代君 はい、求めます。

○国務大臣(金子原二郎君) 決して私は財源ありきと言っているんじゃないくて、財源、限られた財源の中でやっていく中で、やっぱりまず、国民の食料をどう考えるかということの中で、いろいろなバランスがあると思うんです。そういった中で、今までやってきた政策の中でいろいろな割り振りをしながら今日までやってきたというふうに私は思うんですよ、いろいろな説明聞いておつて。

そういう中で、水田対策についても相当な力を入れてやっていると思うんですよ。ほかの政策と比較して見てみても、私自身が初めてこの農林水産大臣になって農業政策に取り組んでみて、

あらゆる面で考えてみると、いろいろなきめ細かなこと、よく、米についてはよくやっていますよ、ある意味じゃ。皆さん方からいけば不満かもしれないけれども。だから、そういった中で、いろいろなことのバランスを取りながらやっている中で、皆さん方、何も、米を作る人たちのためにみんなやらなきゃいけないという気持ちは持っているんですよ。

そういう中で生まれてきた政策なんです。決して誤解をしないで、全体的な中でどうしたらいいかということ、十分、今まで言われてきていますから、もう何回も何回も同じ、もう言われていますので、もう私もよう分かりますけれども、そういう中で、どうして政策を生かしていくかということとは全体的で考えなきゃいけないし、先ほど言われた、皆さん方、立憲民主党で今いろいろなことを検討しているようですから、中身は私もよく存じませんので、そういった御意見も踏まえながら、今後どういった政策が一番いいのかということとはよく内部でも検討させていただきたいと思っております。

お答えになったか、答えになるかどうか分かりませんが、その点は御理解いただきたいと思えます。

○田名部匡代君 通告していないのにありがとございました。

危機感共有させていただいて、これ、何というか、与野党でもめるようなことでも何でもなくて、やっぱり日本の食料安全保障、農地守るためにどうするかということ真剣に議論させていただきたいというふうに思います。

今日、ちょっともうほかの質問準備していますので、質問に入らせていただきます。

まず、鳥インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ、四月に入って感染が相次いでいます。私の地元青森でも立て続けに二件発生しました。また、北海道でキツネ、キタキツネでも陽性が確認されるなど、そういう状況もありましたけれど、総務省からちょうど自衛隊の災害派遣に関する

実態調査ということで発表されましたけれど、青森県でも、対応には自衛隊の皆さんにも御協力をいただいております。当然、県庁、自治体職員、関係者、徹夜で対応されたということなんですから、自衛隊の皆さん、本当に業務が多様化をしていて、まさに本来業務ではないところでいろいろな御活躍をいただいて、コロナのときも対応もそうありました。大変これは有り難いことですし、命を守る、安全を守るという中でやっていただかなければならないところもあるんですけど、余りにも自衛隊の皆さんの負担が大き過ぎて、本来、いざというときの態勢に不備があつてはいけないというふうにちよつと思つていて、ちよつと総務省がこで自衛隊との役割分担について指摘をされていますし、自衛隊からも関係機関の協力を含む動員計画の整備であるとかその役割分担の明確化が求められているようでありますが、この点について、農水省として各自治体にしつかりと、いざというときに手を借りるにしても、きちんと明確に役割分担をする、こういうことを徹底させる必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(金子原二郎君) 先般、総務省から勧告を受けてまして、これは令和二年度の調査なんです。令和二年度は発生が非常に多くて、五十二事例のうち自衛隊が三十一、高病原性インフルで出動しているわけなんです。今年は二十二のうち六例です。

これは、やっぱり今お話があつたように、各都道府県にいろいろと徹底して今そういった体制をつくるように言っております。報告というか、そういう体制がまだ出ていないところは今一県ぐらいでして、だから、だんだんだんだん整つてまいりましたので、我々もできるだけ自衛隊にもう御迷惑掛けたくない、まず現場でやろうと。ただ、数が多くなるとどうしてもこれはやっぱり難しい。だから、数によつてある程度考えながらやってきておりますので、これはもう勧告ですから、勧告を十分私たちも受け止めて、そういった

体制を整えていきたいというふうに思っております。

○田名部匡代君 是非よろしくお願いいたします。

現場で対応に当たった方にちよっとお聞きをしたところ、養鶏場の施設に動物が侵入する穴なども見付からず、いつも何が原因だったのかというのを突き止めるというのは難しいんですけど、日頃から非常にしっかりと対応されている農場だったというようなお話を伺いました。

国内のみによるこうした対策ではもう限界がある。何が原因だったのかというのが分からないまま、あとはどういう手を打っていいのか分からないと、農家の生産者の皆さんも御苦勞されていると思うんですけど、世界各国で鳥インフルエンザが発生している中、各国の感染対策についてもいろいろと情報収集されていると思います。その状況についてまずどうなっているか、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(小川良介君) お答え申し上げます。

この高病原性鳥インフルエンザ、一番最初は平成十六年に我が国で七十九年ぶりとなる発生が確認されたところです。同様に、この年にはアジア地域でも広く確認がされております。

この鳥インフルエンザウイルス、中国大陸あるいは朝鮮半島から来る渡り鳥を介して国内に運ばれることから、これまでも日中韓の国際協力を進めてきたところでございます。平成二十七年には日中韓農業大臣会合におきまして越境性動物疾病への対応に関する協力覚書が交わされ、動物衛生情報の共有やサーベイランス、あるいは各国の防疫対応について国際協力を実施したところでです。

また、昨シーズンにつきましては、我が国だけでなく欧州でも大流行したことを受けて、昨年の八月及び十月にドイツの家畜衛生当局と今シーズンに向けて技術的会合を開催し、飼養衛生管理上の課題やウイルスの特徴について情報交換を実施したところでです。

さらに、研究者からは、昨年でございますけれども、このシーズン、今年のシーズンも我が国で発生する可能性が高いとの懸念が示されたことから、農林水産省は、本格的な渡り鳥飛来シーズンを迎える前の昨年の九月十日に農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催いたしました。

その上で、九月の二十九日に各都道府県の担当者を集めまして、越境性動物疾病防疫対策強化推進会議を開催し、注意を呼びかけるとともに、家禽農場における飼養衛生管理の向上を図るため、昨年十月から毎月飼養衛生管理の状況の自己点検を行うこととしたところでございます。

引き続き、各国から得た情報も踏まえまして、国内における対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○田名部匡代君 各国との情報もしっかり共有していただきながら、どういう対策で防いでいくのか、対応をお願いしたいと思います。

それで、二点続けて伺います。

今回、青森県で立て続けに発生したため、防護服などの資材が不足しました。その資材が不足して、その後の殺処分、埋却などにも影響し、早期の防疫に影響を与え、営農再開にも風評被害にも発生する可能性がある。今回は国から防護服の融通を受け、あつ、この防護服の耐用年数なんかもあるんですけど、物によつては。立て続けに発生したときに足りなくなるような場合に、国から、国でも日頃から防疫措置に必要な資材を備蓄をして、自治体から要請があったときに迅速に提供するなどの支援体制ができないかということが一点と、殺処分するときに自治体の職員、自衛隊の方々もポリバケツに入れた炭酸ガスを注入する方法が取られることが多いんですけど、これ肉体的にも精神的にも非常に負担が大きい。例えば、一気にコンテナのようなものを用いて、移動式でもいいですよね、何かそういう少し負担軽減するような、何というか、方策はないのかどうか。

二点、ちよっと端的にお答えいただければと思います。

○副大臣(中村裕之君) まず、防疫措置に必要な資材についてですけれども、円滑に初動防疫を実施することができるよう、都道府県においては、防疫指針に基づきまして、管内で最大規模の農場における発生を想定して資材の調達計画を事前に策定することとなっております。

防疫措置に必要な資材の需要が急増した場合に、そういった場合に備えまして、農林水産省では、都道府県にこれらの資材を供給できるよう体制を構築しているところであります。実際に、今回青森県で今シーズン三例目となる鳥インフルエンザが二例目の一週間後に発生した際には、資材が不足をしていたことから、防護服約八千着など、動物検査所で備蓄している資材を現地に搬入し、貸与したところであります。

また、更なる資材不足に備え、農林水産省から、資材供給力のある業者を県に紹介するなど、迅速に防疫措置を実施するための後方支援も行ったところであります。こうした取組を含め、引き続き、こういった急増したときの体制を取れるようにしてまいりたいと思います。

もう一点の御提案のコンテナを用いた方法については、作業の迅速性や作業の負担の点からメリットがある一方で安全面の課題が報告されておりまして、汎用性の点ではポリバケツを用いた方法が優れているという報告がございます。このように、これまでも殺処分方法の改善に努めてきたところでありますが、引き続き、疾病の蔓延防止を目的に、迅速かつ効率的な殺処分方法に加え、作業員の負担軽減と作業者の安全が確保される方法につきまして情報収集などを進めて検討してまいりたいと思います。

○田名部匡代君 引き続き、緊張感を持ってしっかりと御対応いただきたいと思っております。

長官 林野庁長官、済みません、ありがとうございます。質問、間に合いそうなので、入ります。

国有林のこの管理経営、一問目飛ばします、国が責任持つて行うことが、私、大変重要だという

ふうに考えています。現場の第一線にある森林事務所について伺いますけれども、現在、森林事務所は全国何か所設置されていて、森林官は何名配置されているのか、その森林官は必ず常駐されているのか、まず伺いたいと思います。

○政府参考人(天羽隆君) 森林管理事務所、森林官について御質問をいただきました。

森林管理事務所と申しますのは、訓令によりまして森林官の勤務場所の呼称として定められております。

森林官は全国各地七百五十八万ヘクタールに及びます国有林野の管理経営の現場の最前線に配置をしております。国有林野の巡視、森林整備事業の監督、森林・林業に関する知識の普及などの業務を行っております。

この森林事務所でございますが、令和三年度当初の時点で全国に八百四十六か所、このうち六百五十五か所に森林官を配置しておるところでございます。

○田名部匡代君 ありがとうございます。

この空席の場合ですね、常駐していないところもあるわけですよ。その地域の対応であるとか、森林管理はどのように行っていくのか。この空席を埋めていく必要があるのではないかと思うんですけど、この空席をどのように解消していくとお考えでしょう。

○政府参考人(天羽隆君) お答え申し上げますが、その前に、先ほどの御答弁の中で森林管理事務所と申し上げたところは、森林事務所の間違いでございました。失礼いたしました。

森林官が配置されていない森林事務所は百九十一か所ございます。この業務につきましては、森林官以外の職員、例えば一般職員などを配置をしたり、近隣の森林事務所などの職員が兼務をしたりといったようなことで対応しているところがございます。

また、森林官ポストの空席の解消に向けては、定年退職者を再任用職員として森林官ポストに配置をしたり、新規採用者を確保をしたり、ま

た選考採用をしたりといったことにより、職員数全体の確保に努めているところでございます。

○田名部匡代君 やはり人材をしつかり確保する、人員を増やしていくことが重要だと思えます。国有林の業務というのは、申し上げるまでもなく、道のない森林内に分け入って、広範囲に急な斜面などで足下の悪い中作業しなければならぬ、で、調査を行う、危険性を伴うことでもありますし、特殊性もあると。

職員の労働条件、こういったものをしつかり改善をしていく必要も、これ大事だと思えます。そのために、私たちは、労使、組合に締結権を付与して、労使でしつかり議論した上できちんとした対策を講じることが必要だというふうに考えているのですけれど、大臣、いかがでしょう。

○政府参考人(天羽隆君) 国有林の管理の業務を行う職員の身分といえますか労働上の立場においては、通常の職員、通常は国家公務員の職員と同様の扱いになっておりまして、その枠組みの中でいわゆる労使の関係も整理をされていくということだと考えております。

○田名部匡代君 時間なので終わります。

○横沢高德君 立憲民主・社民の横沢高德でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、隣に森ゆうこ委員がいますので、ちよつと厳しめに行きたいと思えます。

まず最初に、経済対策についてお伺いをいたします。

エネルギー高騰や資材高騰など、農林水産現場に大きな影響を与えております。特に畜産は、飼料高騰がもう以前から続いている、またここに来て円安の流れで輸入飼料にかなり影響が出てくると思え、そして生産現場からかなり不安の声が寄せられております。

今、政府内で緊急経済対策検討中とのことですが、大臣、農林水産現場への経済対策、どのような支援が必要とお考えなのか、まず大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣(金子原二郎君) ただいま検討してお

りますのは、まず、化学肥料原料の調達国の多角化による安定的な調達や配合飼料の価格高騰の影響を緩和、それから輸入小麦の原料代替に向けた国産の小麦、米、米粉の需要拡大、国産材への転換や水産加工品の代替原材料の調達円滑化などの対策を講じていく必要があると考えておりまして、今現在、対応、対する対策を検討しているところでございます。

○横沢高德君 私たち党としても、予算審議の段階から、早めにやはり燃料の問題だったりいろんな対策を再三申し上げてきていたましたが、なかなか、野党は否定ばかりというんですか、批判ばかり、与党の皆さんに否定ばかりされていてなかなか進まなかったんですが、やはりこの予算の規模です、ね、国民生活の実態に合った経済対策をしていただくようお願いを申し上げたいと思えます。

そして、ちよつと次の質問に移ります。

次は、農福連携についてお伺いをいたします。

先日、この委員会でも須藤元気委員も取り上げられておりました農福連携の取組主体は、令和二年度時点で、前年に比べて四百五十四主体、一％増加するなど近年増加傾向があり、これは良い傾向だというふうに私も感じております。先日の法案審議の際の井上参考人からも、有機農業での農福連携に取り組んできて、やはり楽しさや喜びしか感じていませんと、かなりいい参考人の答弁もありました。

そこで、農福連携の現場から、やはりいろんな農業現場に向いて作業がする機会が多くて、やはりそのいろんな農業現場での環境整備がこれから課題だという声をいただいております。

例えば、私の地元で、秋になると柿の木が実を付けて実るんですが、今もう高齢化が進んで柿を取る人がいないと。そこに就労支援の現場から施設外就労で皆さん出向いて柿の木を収穫して、作業所に持ってきて、干し柿にすると。それが正月のなますなどに使われて、すぐ完売するそうなんです。だから、そのようないい事例もた

くさん出てきております。

やはり、農業や林業の、農業や林業現場では作付けや植林もあります。季節に合わせてのスポットでの作業が多くなると思うんですが、やはり作業現場ごとに、例えば移動可能な障害者でも使えるトイレの環境整備、これもう一步後押しがあればという声をかなり聞いておりますので、現行の農福連携整備事業においてこのような対応を進める必要があると考えますが、御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(金子原二郎君) 農福連携の現場におきましては、障害者が農作業に従事するための環境整備として、トイレの確保は大変重要と考えております。農林水産省では、農山漁村振興交付金におきまして、圃場など作業現場に固定している、設置するトイレの整備に要する費用を支援しているところであります。

一方、移動可能なトイレにつきましては、事業目的以外の用途でも利用される可能性があることから、支援の対象外としていただいております。

しかしながら、障害者が農作業に従事する上で、圃場の近くで利用できる移動可能なトイレは有用であり、農福連携に取り組んでいる団体の御意見も聞きながら、その導入に向けて優良事例の横展開などの取組を推進してまいりたいと考えております。

○横沢高德君 やはり、今までちよつと導入が進まなかったのは汎用性があるというところ。何が問題なんですかね。そこ、ちよつと御答弁いただけますか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

委員今御指摘ございましたその移動可能なトイレにつきましては、大臣からも御答弁ございましたように、その事業目的以外の用途でも利用される可能性があるということから支援の対象外になつていただいております。

しかしながら、今委員からも御指摘ございましたように、いろいろなお声もあるところでございますので、私も令和三年度から農福連携応援コンソーシアムというものをやっております、トイレに関する課題等につきまして民間事業者との意見交換を行う場でもございますノウフク・ラボというものを立ち上げたところでございます。まずはこうした場を通じて、農福連携に取り組んでいる皆様方の御意見というものをよく伺ってまいりたいと考えております。

○横沢高德君 事業目的以外にしても、トイレはトイレにしか使えないですね。特に、地方はただでさえ障害者トイレが少なく困っているの、それが普及するということは国民全体にとつての利益につながるの、そこはもっと広い枠で捉えていただければ、その辺クリアできると思えます。

国の取組としても、やはり共生社会の実現というのを掲げています。昨年、障害者差別解消法も成立して、あと二年以内には合理的配慮が義務化になるという法整備も進んでおりますので、農福連携の現場においてこの移動式トイレのやはり障害者作業所に、支援対象に追加するべきだと思いますが、もう大臣、最後にこれを進めていただけますでしょうか。

○国務大臣(金子原二郎君) さっき、大体、やると、こう言っているんですよ。前向きで、優良事例によって横展開進んで、最初からそう答弁しているんですよ。

○横沢高德君 済みません、失礼しました。やるということ、御答弁をいただきました。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入りたいと思えます。農業と脱プラスチックの件についてお伺いします。

これ、以前に、昨年、我が党の田名部委員も取り上げた問題であります。先日、みどりの食料戦略法案が可決、成立いたしましたので、まずはできることから始めてはどうかということで議論を

深めたいというふうに思います。

昨年、あつ、違う、来年ですね、二〇二三年に日本で開催するG7サミットでは、環境が大きなテーマとして取り上げられることがまあ間違いないと考えます。そんな中、日本の水田に広く使われている肥料ですね、これがプラスチックコーティングされていることは、実は生産者にも、まして消費者にも余り知られていないということでもあります。

本日お配りしている資料を御覧ください。

これ、政府がよく使う言葉の生産性向上や省力化のためにと開発された、一回まけば効果が持続する、現場では一発とかロングとかという通称で呼ばれている化学肥料なんです、私たちが薬を内服するときのカプセル型の錠剤をイメージしていただくとかかりやすいと思います。田んぼに一発投入すると、水温や周囲の環境の変化で肥料成分が溶け出してしみ出し、効果が長もちする、まあ一回で済むという化学肥料です。これは実は殻がプラスチックでできていて、下の絵のように、まかれた後はプラスチックだけが残ってしまうんですね。言わば、肥料の殻がそのまま田んぼに残り、このプラスチックが排水を通して川から海へと流れ込んで、魚が食べ、魚の体内にマイクロプラスチックが蓄積され、その魚を私たちが食べ健康に影響を及ぼすという。もう既に大分細かくなつて、水が流れているので環境に影響を及ぼすまでの時間もかなり短くて、人体への影響もかなり懸念されているんです。

持続可能な食料システムをうたい、サミットの議長国を務める我が国がこの問題を放置すること、は適切ではないと考えますし、サミット開催がもう来年の夏ですので、至急に国として対策を取る必要があるというふうに考えます。

肥料によるマイクロプラスチックの問題は何年ぐらい前から認識されているのか、そしてまた、川や海のプラスチックごみのうち、農業、漁業に由来するものはどれぐらいあるのか、まず環境省

にお伺いをいたします。

○副大臣(大岡敏孝君) 横沢先生にお答えいたします。

まず、いつ頃から認識されているのかということですが、地域によって認識のタイミングが違っていて、私の地元の滋賀県においては、内水面漁業を琵琶湖でやっている関係もありまして、随分早くから認識はされております。

このプラスチックの被覆肥料につきましては、公式な形で分かるのは、令和元年五月に関係省庁が策定しました海洋プラスチックごみ対策アクションプランというものにおきまして、被覆肥料の被膜殻を圃場外に流出させない取組について、関係団体とも連携しつつ、情報発信による普及啓発を行うということが盛り込まれております。この排出が一体どの程度なのかというのは、まだ推計手法がないものですから、正直申し上げて分からないというのが実態でございます。

また、あわせまして、農業由来の海洋プラスチックごみとしましては、このプラスチックで覆われた肥料のほか、マルチと呼ばれる黒いフィルムの残骸が多数、琵琶湖だとか海洋に流れ出ているというのが実態でございます。

○横沢高德君 これ、海だけの問題じゃなくて、大岡副大臣の御地元の琵琶湖とか、やはり私も以前住んでいた浜松の浜名湖とかも大きな課題だと思えますし、まさに今、春、今作付けが行われる、これまでかっているわけですよ、今現実に、今現状も、これ、やはりその琵琶湖に流れたのが、魚を食べて、それを私たちが食べる。これは、大岡大臣、これ大変問題じゃないですか。どうですか、大臣、副大臣。

○副大臣(大岡敏孝君) もう横沢先生御指摘のとおり、とりわけ内水面漁業をやっている場所においては非常に心配があると思います。まして琵琶湖の魚は内臓も全て食べる魚というのが多いので、その魚を経由して人間が摂取してしまうのではないかとというような懸念はあると思います。

○横沢高德君 これは非常に早急に対応していかなければ、私たちの健康被害にもつながりかねないというふうに考えます。

この問題は環境省と農水省の間で検討は行われているのでしょうか。まずは環境省に伺います。

○副大臣(大岡敏孝君) この問題は、特に海洋プラスチックごみの重要な一部が農業や漁業由来のプラスチックごみであるということで、この対策を連携してやらなければならないという課題は持っております。

現在、環境省では、環境研究総合推進費によりまず、農地からの被膜肥料の被膜殻ですね、この皮の部分の流出状況の調査、それから被覆肥料の抑制につながる使用方法を含むマイクロプラスチック対策の優良事例の作成などを進めております。また、漁業由来のプラスチックごみに対してもしっかりと対策をしなければならぬと考えております。

ただ、横沢先生御指摘のとおり、農水省と環境省、十分なことできているかといいますと、意見交換はやらせていただいておりますが、まだ連携しての取組というところまでは至っていないのが実態でございます。

○横沢高德君 昨年六月三日の参議院の環境委員会でも、我が党の徳永エリ議員がこの点取り上げられておりまして、当時の小泉大臣からも、環境省、農水省、様々連携ができるように今後も緊密に連携したいと答弁されておりますが、それでは、農林水産省として、その答弁から一年間、これ進んでいなかったんではないですか。農林水産大臣、お伺いいたします。

○副大臣(中村裕之君) お答え申し上げます。

被膜肥料の被膜殻が非常に課題になっている、マイクロプラスチック問題に影響を与えているということ、これは農水省としても重く受け止めておりまして、被膜殻を圃場に流出させない取組がアクションプランに明記されておりますので、このアクションプランに基づきまして、関係団体と連携

しまして、プラスチック被覆肥料の被膜殻の流出抑制対策を周知徹底をしているところでありまして、実際に、水田の水を一気に放水をしないでできるだけ浸透させるような取組をしようということ、これを全国的に頑張つて徹底しているところ、です。

サミットに向けても重要な取組だと思っておりますので、更に徹底していくようにしていきたいと思っております。

○横沢高德君 環境省との連携はちゃんと取れているんじゃないかね。ここが一番大事なところだと思ふんですが。農水省、お願いします。

○副大臣(中村裕之君) 元々のそのアクションプランの策定当初は環境省とともにこういったものを策定した次第ですが、先ほど大岡副大臣からもありましたとおり、まだ意見交換的な部分にとどまっているところはありますので、御指摘を踏まえて今後しっかりとやっていきたいと思っております。

○横沢高德君 小泉当時の環境大臣も申しておりますので、是非ここを早めに進めていただいて、G7サミットで、やはり議長国ですから、やはり我が国としてちゃんと、政府として進めていただきたいと思ひます。

生産者の方も実はこれ知らないんですよ。知らないでまいてるんですよ。テレビの報道を見てもよくショックを受けたと。農業現場からもうすごい罪悪感を感じているんだということありますので、これはやはりちよつと、農水省としてもこれはちよつとスピード感を持つて取り組まないといけないというふうに思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(金子原二郎君) スピード感を持つて取り組みたいと思ひます。

○横沢高德君 スピード感を持つて。先日のみどり戦略法案でも、やつぱりイノベーションで解決するということがありました。そこ、すごく大事で、実は、この問題、宮城県の農業高次の環境保全部が二〇二〇年の環境大臣賞を受賞

しているんですが、その目黒さんの言葉、なぜ大人たちはこれまでプラスチック肥料への対策がでなかったのかという発言を聞いてまして、プラスチックを使わずに溶けるのが遅い肥料を開発して、実験にも成功して、そのお米を外食店でも評価してもらって、おいしいという評価もいただいていると、そこまでやっているんですよ、高校生が。

なので、こういうイノベーションの開発を進める必要があると思うんですが、やはり、なかなかそのイノベーションの取組が進まなかったのはなぜなのか、ちよつとこれ農林水産省に伺つてもよろしいですか。

○委員長(長谷川岳君) 答弁を求めます。

○政府参考人(平形雄策君) プラスチックの被覆肥料につきましては、本年一月、肥料関係団体においても、二〇三〇年までにプラスチック被覆肥料に頼らない農業にすることを目標とした取組方針というのを示されております。

農林水産省においてということなんですけれども、令和三年度補正、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金等によりまして、プラスチックを使わない、今御紹介ありました緩効性肥料などについての代替技術の実証などを今進めているところでございます。今後、その取組方針、事業団体の方の取組方針を踏まえて、肥料メーカーにおいて被膜殻のプラスチック量を削減した肥料ですとか生分解性樹脂などの新素材の開発、それが進んだ段階で、その実証の支援、これについて行っていきたいというふうに考えております。

肥料メーカー等関係事業者と連携しながら、代替技術の開発、普及を進めて、被覆肥料の環境への影響の抑制、これに努めていきたいと考えております。

○横沢高德君 やはり、このようなことが起きるのは、やはりチェック体制も大事だと思うんですよ。これから例えばこのような脱プラスチックを環境省がチェックする体制をつくるだとか、この

ような体制は環境省としてはつくれますか。大岡副大臣、お願いします。

○副大臣(大岡敏孝君) 脱プラスチックのチェック体制を環境省がつかれるかということでございます。

まず、四月一日に施行されましたプラスチック資源循環法におきましては、農林水産業に従事する事業者も含めた排出事業者に対して、可能な限りプラスチック産業廃棄物の排出を抑制すること、適切に分別して排出すること、そしてリサイクルできるものはリサイクルを実施するということを求めています。

また、製造事業者、肥料を作っていたりマルチを作っていたりする会社ですね、に対しては、プラスチック使用製品の設計指針におきまして、やむを得ず自然環境中に流出することの多い製品については生分解性プラスチックの利用などを検討していただくこととして、また、排出事業者による排出の抑制の取組としましては、こうした生分解性プラスチック等を使ったプラスチック製品を使つてもらふことを求めています。

多くのメーカーは……

○委員長(長谷川岳君) おまとめください。時間が来ております。

○副大臣(大岡敏孝君) はい。

○委員長(長谷川岳君) おまとめください。いや、おまとめください。

○副大臣(大岡敏孝君) はい。

私どももこのプラスチック新法で管理はしておりますが、事業者への直接の指導は業所管をされている農林水産省において行つてもらふべきものと考えております。

○委員長(長谷川岳君) 時間が来ております。○横沢高德君 時間が来たので、終わります。

この問題はまた続けて議論していきたいと思

います。

○熊野正士君 公明党の熊野正士です。

飼料価格安定制度による令和三年度第四・四半期、つまり今年の一月から三月の補填額が一トン当たり五千二百円と決まりました。補填の合計金額は約二百九十億円とのことですので、現在の基金残高約二百九十二億で何とか支払える計算になります。五月中下旬に支払われると。これが終わりますと、基金が枯渇をいたします。速やかな基金の積み増しが必要です。

また、現状の飼料価格安定制度の仕組み上、飼料価格が高止まりをすると、セーフティーネット効果が薄れてまいります。さらに、生産者の通常補填の積立金も一トン当たり四百円から六百円に上昇してございます。

生産者の負担が増大しております。今後はこの基金への積み増しとともに生産者の負担をできるだけ軽くするような方策についても是非農林水産省に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(金子原二郎君) 現在の基金残高につきましては、当面の支払は対応可能な水準であります。ウクライナ情勢によりまして穀物の国際相場が不安定な動きをしていることを踏まえまして、本制度の安定的な運用に向けまして対応を検討することが必要な状況と考えております。

また、生産者の負担軽減につきましても言及がありましたが、農林水産省といたしましては、御提案をしっかりと受け止めまして、今月末の緊急対策の取りまとめに向けて必要な検討を進めてまいります。

○熊野正士君 ありがとうございます。

次の質問も飼料に関するのですが、これまで飼料の国産化には農水省として取り組んできたと思いますが、今回、飼料価格の高騰を受けて、食料の安全保障の観点からも、自分の国で作れるものは日本国内で栽培をして生産力を高めなければなりません。この機に飼料の国産化、もっと加速、促進すべきと考えますが、一体どういう取組をされているでしょうか。

○政府参考人(森健君) 答えいたします。輸入飼料原料等の価格上昇や供給不安の影響を受けにくい畜産経営を確立するためには、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い経営に転換していくことが大変重要であるというふうに考えております。

このため、農林水産省としては、現在二五％でございす飼料自給率を令和十二年に三四％に引き上げること目標としているところでございす。このために、水田を活用いたしました飼料用トウモロコシ等の生産拡大でございすとか、地域の飼料生産を担う飼料生産組織の機能の強化、さらに基盤整備等によります草地の生産性向上などを支援し、自給飼料生産、利用の拡大を推進をしているところでございす。

引き続き、こうした取組を通じまして、飼料自給率の向上に取り組んでまいりたいと考えておるところでございす。

○熊野正士君 ありがとうございます。

次は肥料について伺います。

肥料につきましても、価格の高騰が続いているとともに、輸入による調達に困難になりつつあります。例えば、リン安について言えば、大半が中国から輸入しているということですが、このリンの代替調達国としては例えばモロッコなどが考えられるようですけれども、これもしモロッコから輸入するとすると、輸送費の増大など、コストの増加が見込まれます。安定した肥料調達には、リスク分散の観点からも、特定の国からだけではなく多角化する必要があるわけですけれども、一方で、多角化を進めようとする財政面も含めて国としてしっかりと支援をしていく必要があるかと思ひますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(下野六太君) 答えいたします。

昨年の秋以降、化学肥料の原料の国際価格が上昇する中、肥料原料の主要な輸入先国である中国からの輸入に停滞が見られ、例えばリン安であれば、全農や商社に対しモロッコ等の代替国からの

協調買入れを進めるよう要請し、本年の春用肥料につきましては例年並みに近い供給量が確保されています。

一方で、秋用肥料につきましては、現在、その調達を進める時期になっておりますけれども、肥料原料、塩化カリの主要な輸出国であるロシアやペラルーシからの調達も見通せない中、代替国からの原料調達を進め、肥料原料の安定確保を図ることが一層重要となっております。

先月の総理からの指示の中には、原材料等の安定供給に支障が生じることがないよう、調達先の多様化を進めること等が含まれておりまして、農林水産省としましては、現下の状況にしっかりと対応できるよう、肥料原料の調達に向け、必要な施策を盛り込んでいく考えであります。

○熊野正士君　ありがとうございます。

次に、食品産業について伺いたいと思います。食品産業の産業規模は、生産額それから就業者数共に不動産業とか建設業よりも大きくて、また、製造業の中では最も従業員が多い産業だということですが。

この食品産業が、今、小麦などの原材料価格の高騰によってかなり大きな影響が出ております。価格転嫁がうまくできないといった課題もあるようですし、価格転嫁することで売上げが大きく落ち込むといった懸念もあります。あと、電力消費が多いようですけれども、この電気料金の値上げとか包装資材の高騰などの影響もあるようです。

こういった中で、中長期的な視点に立つと、今後のこの原材料の調達リスクなども考え合わせると、原材料を国産小麦であるとか米粉とか、切り替えていくような施策も必要だと思えます。でも、切り替えるとなると初期投資もかなり掛かるようですし、調達のコストも増えてまいります。

国産小麦、米粉の消費拡大のためにも、こういった国産小麦とか米粉を切り替えていくような、そういった企業を後押しするような支援を農水省としても行うべきと考えますが、いかがで

しょうか。

○大臣政務官(下野六太君)　お答えいたします。

北米の天候不順による不作、世界有数の小麦輸出国であるロシア、ウクライナにおける供給懸念に伴う国際相場の上昇等を背景に、原材料である輸入小麦等の価格が高騰しております。

食品事業者におきましては、例えば輸入小麦を米粉や国産小麦へ切り替える、また価格転嫁に見合う付加価値の高い商品へ転換するなどの取組が急務となっております。こうした原材料の切替え等の取組には、生産ラインの変更といった設備投資が課題となると認識しております。

農林水産省としましては、委員御指摘のこのような観点を踏まえ、総理から策定指示のあった原油・物価高騰等総合緊急支援において必要な対策をしつかりと検討してまいります。

○熊野正士君　よろしく願います。

次に、子供食堂、子供宅食の件について質問いたします。

政府の備蓄米の無償提供が子供食堂に対して段階的に量が拡充されました。当初、二〇二〇年五月にスタートしたときは団体六十キロであったものが、二〇二一年四月には九十キロになって、二〇二一年の十二月には百二十キロまで拡充されました。一方で、子供宅食に対しては、二〇二一年の二月から一団体当たり三百キロということでの開始をしたということです。申請回数についても、当初は一回だけだったんですけれども、二〇二一年からは四半期ごとに申請できるというふうになりました。

多くの子供食堂、それから子供宅食、運営していらっしゃる方から喜びと感謝の声が寄せられているんですけれども、現在、現場の方のお声としては要望が二つございまして、一つは子供宅食で、これ一回上限が三百キロになっているのだけれども、もうちょっとこれ引き上げてほしいという要望と、それからもう一つは、これ前回私も委員会でも質問させていただきましたが、申請の簡素

化ということで、結構この簡素化について御意見伺うことが多いです。

この二つですね、子供宅食での上限三百キロを拡充してほしいということ、それから申請の簡素化、この二つの御要望についてお答えをいただければと思います。

○副大臣(中村裕之君)　お答え申し上げます。

政府備蓄米の無償交付につきましては、食育による御飯食の拡大を図る観点から農林水産省で進めてきたところでありまして、それぞれ実績に応じて、申請回数の四半期ごとの申請を可能にするということですが、百二十キロに子供食堂の上限を上げるとかということを実績に応じて取り組んできたのはもう御指摘のとおりです。

それで、先生の元にある要望、申請手続につきましては、農林水産省本省の職員が直接申請相談等に対応しておりますし、ホームページに申請書類の記載例等を掲載しております。そして、過去に無償交付を受けた団体が追加で支援を行う場合には、定款等の添付書類の省略など簡略化を行っているところでありまして、これらを引き続き進めてまいりたいと思います。

また、上限数量の水準については、これは先生の御指摘踏まえて、これを重く受け止めて、しっかりと検討し、対応してまいりたいと思えます。

以上です。

○熊野正士君　ありがとうございます。是非よろしくお願いしたいと思えます。

次の質問に移ります。

消費者が、いわゆるみどりの食料システム戦略でも強調されていますけれども、消費者が意識を変えて行動変容していくということが大事だということ。実際に、消費者の皆さん方も、例えば有機栽培の商品を買いたいと思っていられしやる方結構いらつしやると思えますけれども、今の農産物の表示に関して、これは環境に配慮した農産物ですよというのが分かるような、そう

いった表示は、まあ有機JASはもちろんあると思いますがけれども、有機JAS以外でどのようなものがあるか、教えていただいてよろしいでしょうか。

○政府参考人(青山豊久君)　お答えいたします。

環境に配慮した農産物の表示には、有機JAS以外に特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく表示がございます。例えば、栽培期間中に農薬を使用していないことを示す農薬栽培期間中不使用といった表示がございます。このほか、地域独自の生物多様性に資する取組の表示として、コウノトリ育むお米の認証や朱鷺と暮らす郷づくり認証、県独自の生物多様性認証などがあると承知しております。

○熊野正士君　消費者の皆さん方からは、本当は環境に配慮した農産物を購入したいんだけど、それが環境に配慮したものなのかが分からないので、結局は買うことができないといった意見も少なくありません。この間も、横沢委員の方から、ヨーロッパではオーガニックかそうじゃないものかということで選べるといふふうなお話もありましたが、そういった環境に配慮したものだということが分かれば、意外と手に取って購入してくれる人が一定数はいれると思えます。

消費者が選択できるように、例えばスーパーマーケットとかあるいはコンビニ、そういうところ行ったときに、これは環境に配慮した商品かどうか、そういったものが分かるような表示をもっともっと積極的に導入していくべきだということに思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(青山豊久君)　お答えいたします。

環境に配慮した農産物の消費を拡大していくためには、生産、加工、流通、販売、それぞれの段階で関係者の理解が進み、それぞれの行動変容に結び付いていくことが不可欠だと考えております。特に消費者の理解と支持を得ましてその選択につなげていくには、省エネや化学肥料の削減など供給側の努力が的確に評価され、分かりやすい

形で消費者に伝わることが重要でございます。

このため、農林水産省では、農産物の温室効果ガスの排出削減の取組の見える化を進めるため、令和二年度から検討会を立ち上げまして検討を進めてきたところです。具体的には、昨年度までに農産物の温室効果ガスの削減量を簡易に算定できるツールの作成を行ったところでございまして、本年度は削減量の効果的な表示等の実証に取り組むこととしております。

今後とも、環境負荷低減の見える化が進むよう積極的に取り組んでまいります。

○熊野正士君 いろいろと、脱炭素でそういう研究もされて、表示につなげていくということで取り組んでいらっしゃるということですので、是非前に進めていただければなというふうに思います。

最後の質問に参ります。

みどりの食料システム戦略で、この間、法案を審議いたしましたけれども、そのときの参考人質疑の中で、水田における有機農業の重要性ということが指摘されました。一方で、そのときの井上参考人だったでしょうか、水田の有機JAS取得は非常に難しいというふうな御意見がありました。具体的には、水の掛け流しのような地域などでは取得が非常に難しいので、有機JAS取得の基準を見直してもらえないかといった、そういう御意見もおっしゃっていました。

水の管理上、これ非常に有機JASの取得というのがハードルがあるようですねけれども、この有機JAS取得に向けて水の管理をする上で何か工夫できるようなことがあるのでしょうか。もしあれば、具体例などあれば是非教えていただければと思います。

○政府参考人（水野政義君） お答えいたします。

有機JAS認証を取得するためには、圃場において使用が禁止されている肥料、農薬等を使用又は流入させないことが求められます。その際、慣行圃場と有機圃場が隣接する場合には、有機農業

で使用が禁止されている農薬の飛散等を防止するために一定の緩衝地帯を設置するなどの取組が求められます。

委員御指摘の水田において慣行圃場を通過した水を有機圃場で用水として利用する場合にも同様に農業の流入等を防止する必要があるため、例えば浄化水田に一定期間水を貯留するなどの工夫が行われているところでございます。このような取組を現場ごとに異なる状況を踏まえて生産者が行った上で、登録認証機関が有機JAS規格への適合性を判断していくこととなります。

○熊野正士君 具体的にこういう形で有機JASを取得した方はいらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人（水野政義君） お答えいたします。ただいま申し上げましたとおり、こういった流入を防止するための工夫、緩衝地帯、貯留池で一定期間の水をためるというようなことを取り組む工夫がなされて、有機認証を実際取得されている方、おられるということでございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

実際には、この有機JAS取得、様々な課題はあるけれども、工夫をしながら取れるということですので、そういった事例もすっかり普及をしていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。終わります。

○舟山康江君 国民民主党の舟山康江でございます。

〔委員長退席、理事藤木眞也君着席〕

今日は、質疑の中で、与党、野党それぞれの筆頭から、水田農業の支援の在り方に対する課題提起ございました。私もこれまで何度か水田農業の支援の在り方等話をさせていただきましてけれども、本当に大変大事な視点だなと思いました。

折しも、みどり戦略の中で、また食料システムサミットですね、国連のサミットの中でも、事あるごとにアジア・モンスーン型、アジア・モンスーンとしてやっぱり水田農業を中心として日本

の農業しっかり守っていくと、こういったことを何度とも言及されているわけであって、もちろん今米の消費の減退の中で畑地化という流れを一概に否定するものではありませんけれども、でも、やっぱりどうやって水田農業を守っていくのか。そういう中で、これも私、以前の質疑の中でも指摘をさせていただきましてけれども、残念ながら今米作りは赤字状態で行っている。やはり、ここを何とかしなければ持続できない。そういったところに対してやっぱり、先ほど御提起ありました、やっぱり水田農業に対する支援の在り方を本当に真剣に考えていただきたい。そして、まさにアジア・モンスーン、この水田中心という中で水田をどう生かしていくのか、本当に多面的な役割もありますので、ここ改めて私からもお願いをさせていただきたいと思います。

さて、今日は、様々な今物価高騰でいろんな現場が苦しんでいますけれども、飼料価格高騰の現状とそれが国内の畜産に与える影響、そして今後の課題について質問をさせていただきたいと思えます。

国際穀物相場の高騰で、輸入飼料価格も急騰しています。実はこれ、今年に始まったものではなくて、昨年の一―三ヶ月から急騰が始まりました。配合飼料価格安定制度における一―三ヶ月で通常補填が、そして四―六ヶ月以降はいわゆる異常補填が出ているということで、恐らく今年に入って更にこの価格急騰というのが加速化しているんじゃないかと思えますけれども、直近の価格動向、ちよっと手元に、昨年までは分かるんですけども、その最新の状況について説明いただきたいと思えます。

○政府参考人（森健君） お答えいたします。

配合飼料価格につきましては、委員御指摘のとおり、長期的に全体として上昇傾向で推移をしているところと承知しております。配合飼料の工場渡し価格につきましては、令和四年二月時点で配合飼料一トン当たり全畜種平均で八万三千三百二

十三円となっているところでございます。

○舟山康江君 これは、令和二年度の平均から比べるともう一万五千円ぐらい上がっているということですね。非常にこれ大きな重荷になっていると思っております。

そうすると、当然、畜産農家への影響というものも計り知れないと思えますけれども、現場の畜産農家に聞いてみますと、大体、売上げ対飼料比率、六割を超えるとか経営が厳しいと、こんな声がありました。昨日、農水省の担当者にもお聞きしたら、大体平均三割から六割ぐらいで収まるようにということ念頭に置きながら施策を推進しているということでありましたけれども、どうも今、この六割を超えている状況が各地域で起こっているということでありました。使う飼料にもよりますけれども、ある農家は、自家配合飼料の中で何とか価格を抑えている。そして、国産飼料、また飼料用米、またエコフィード等も使いながら何とか頑張っているという方ですけれども、もし自分がこういった、例えばJAグループ等の餌を使うとしたら、単純計算して八割ぐらい超えちゃうんじゃないかと、こんな声がありました。

そう考えると、やはり多くの農家で相当この飼料価格高騰の中で厳しい経営を強いられているところがあるのかなと思いますけれども、その辺り、現状どのように大臣認識されているのでしょうか。

○国務大臣（金子原二郎君） 畜産経営のコストに占める飼料費の割合は、牛で約三割、それから豚と鶏で約六割となっており、畜種によって影響の度合いは異なるものの、今後の配合飼料価格の高騰は畜産経営に一定の影響を及ぼしていくものと考えております。

一方で、配合飼料価格の上昇に対しましては、配合飼料価格安定制度による補填の仕組みがありまして、現在まで四期連続で本制度が発動しております。これによりまして、畜産経営への影響はある程度緩和されているものと考えております。

○舟山康江君 大臣からある程度というお話がありました。

これ確かに非常に有効な制度だとは思いますが、これも、恒常的に価格が上がり続ければ基準価格もこれだんだん上がっていきますから、やはりこれが、本当「ある程度」は緩和できるものの、根本的にはなかなか厳しいと。上がり続けると、やっぱりその基準が上がると、結局、手取り、手取りというか、やはり餌の占める割合というのは増えてしまうということでありますので、果たしてこれで根本的な解決になるのか、どうすればこの辺り対応できるのかというやはり問題をしっかりと考えていかなければいけないと思っております。

〔理事藤木眞也君退席、委員長着席〕

そしてもう一つ、この制度、自家配合飼料を使っている農家には適用にならないと、こんな声もお聞きました。もちろんこれ、配合飼料メーカーの拠出もありますので、配合飼料メーカーと、あと国と、これは通常補填であれば農家ですけれども、こういった中で、確かに仕組み上、配合飼料メーカーが絡まなければ該当しないのかもしれないかもしれませんけれども、ただ、これまでも何とか餌代を安くしようということで非常に自分の努力をしながら自家配合して頑張っているという農家の方、こういった方々も当然輸入飼料も含めて使っているわけですから、比率がどうであれ影響が非常に大きくなっている。ただ、この価格安定制度の恩恵にもあずかっていないと。こういう中で、こういった方々への対応というのは何かお考えでしょうか。

○政府参考人(森健君) お答えいたします。配合飼料価格安定制度につきましては、委員御指摘のとおり、生産者と飼料メーカーが立ち上げた基金制度という形になっております。そういった意味で、様々、この発動に当たって、この差額補填に当たっては、いろんな、当該四半期の輸入原料穀物のその平均価格等を勘案してということでございます。

そういった点で、透明性の問題でこの輸入平均価格を基にしなければならない、あるいは対象数量を正確に把握しなければならないといったような課題がございます。そういった意味で、いわゆる自家配合飼料と配合飼料では、こういったような価格動向、流通実態が異なるといった技術的な課題があるということでございます。

他方で、自家配合飼料利用農家の方々、大変、飼料用米ですとかエコフィードの利用も含めて、いろいろと工夫されておられることは大変、事実であります。

私も政府といたしましては、飼料用米の安定供給なども通じまして取組を引き続き後押しをしていきたいというふうに考えておりますし、また、自家配合飼料と配合飼料を併せて利用されている農家も少なくないということも踏まえまして、やはりその畜種ごとのこの経営安定制度と併せて配合飼料価格安定制度の円滑な運用を確保していくことが多くの畜産農家にとって経営安定のための有効な対策ではないかというふうに考えているところでございます。

○舟山康江君 ある意味、国の方針も、できるだけ国産飼料の自給率を高めていこう、これはみどり戦略の中でも酪肉近でも、あと、伝統的な畜産物生産の在り方検討会、この中でも明確に国産飼料の生産、利用拡大ということを言っていて、ある意味、こういった国の方針も含めて、先進的に取り組んでいる方々がなかなかこういった制度の恩恵にあずかれないというのはやはり少し問題じゃないのかな、何らかの形でやはりこういった方々も含めて、まあもちろん一〇〇％自給飼料を使っていれば今の国際相場の高騰というのは影響ないかもしれないけれども、なかなか一〇〇％という方はいない。

割合はどうであれ、やっぱりそういった輸入飼料、今、価格高騰のあおりを受けて非常に厳しいものを使っていられっしゃる方、その中で本当に国の方針でできるだけ国産自給率を高めていこうと

いう努力をしている方々に対する何らかの支援、是非今後御検討いただきたいと思っておりますけれども、局長、いかがでしょうか。

○政府参考人(森健君) お答え申し上げます。

確かに、配合飼料価格安定制度と、こういった自家配合飼料が使われている農家の方々がなかなか制度の適用が難しいと、非常に技術的な課題が多いということとはなかなか難しいところがあるというところでございますが、他方、配合飼料価格安定制度とは別に、畜種ごとの経営安定対策としては、自家配合を使っておられる生産者の方々も対象となるところでございます。

こういった様々な経営対策を併せて畜産農家を支援してまいりたいというふうに考えております。

○舟山康江君 畜産はマルキン等の制度もありますのでその程度その経営所得安定の仕組みというのはあるのかなと思いますけれども、もう一つ、これ、私、予算委員会でも大臣にももう質問させていただきましてけれども、やっぱり、本来は、コストが上がればその分きちっと価格に転嫁できるような、そういった仕組みも大事なのかなと思うんです。ただ、国産の米も含めてですけれども、コストが上がっているのに価格が低迷したままだと、ここで海外のものとの非常に差が出ているんですけど、やっぱりその価格転嫁というものも、何というんでしょうかね、もう少し、今は経済も厳しいのでなかなか難しいのかもしれないけれども、ただ、やっぱり経済原理からすると、費用が上がればその分価格も上がっていかないとこれ持続的な生産できませんので、そういったメッセージ等もしっかり発信していただく必要があるのかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(金子原二郎君) なかなか難しい問題ですね。どちらかというと、相対取引で相場性がありますので、一般の工業生産ですか、ああいう

のは原価があつて、ある程度価格に上乗せというのができますけど、農業とか漁業というのは取引が相対である程度相場性がありますので、なかなかそういった価格調整をするというのは非常に難しいかなというふうに思います。

しかし、参考としてよくお伺いしながら、我々の中でこういった形で生産安定ができるか、考えていきたいと思っております。

○舟山康江君 農業に限らず、政府全体として、今、価格転嫁をどう実現していくのかという、こんな課題認識の中で検討会等も行われていると聞いておりますので、この農産物に対しても是非そういった方向も一つ必要かなと。当然、経営に対する支援も必要なんですけれども、本来的な対策としてはそういったことも必要かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、資料お配りいたしました。ちょっとこのカラフルな三色になっている方から御覧いただきたいと思いますが、国産飼料の利用促進ということの中で、その一つの柱が飼料用米ということで、これまで農林水産省も飼料用米の生産、利用拡大を進めておられました。

これ、それぞれの畜種ごとにどのぐらいまで飼料用米が使えるのかということ、ケース分けで示された表でございます。一番上が、ある意味何の問題もなく与えられるよというのが合計で五百万トン弱となっていて、工次第では一千万トン超まで使えると、こんなような形になっております。先日、私がお話を伺った養豚農家では五割与えても何の問題もないと、こんなようなお話でもありましたので、一千万トンぐらいは使えるのかなと考えておりますけれども、裏側、御覧ください。

一方で、この業界団体にどのぐらいまで使えますかという質問をしますと、まだまだなんです、ね、百三十万トン弱。少なく見積もっても五百万トンぐらいまでは使えるというような状況なのにもかかわらず、この業者さんからすると、まだ百

三十万トンぐらいですから、まだ、まだまだ使えるという状況だと思います。その差をどう埋めていくのか。

この裏側の方の実需者が産地に求める取組というところの中で、やっぱり一つは価格ですね。やっぱりこれも何度が指摘をさせていただいてますけれども、やっぱり飼料用米を使うに当たっては、輸入トウモロコシ代替ということが言われていますので、輸入トウモロコシと同じか若しくはそれより安いということであれば使えるということなんですけど、今、見てください。もう輸入トウモロコシが非常に上がっている中で圧倒的に、今現在の取引価格を見ると飼料用米の方が圧倒的に安いわけですよ。もう何分の一ですよ。

そういう中で、なぜまだこんな状況なのか。この差をどう埋めていくのか。もつと言えば、生産でいうとまだまだ四十万トン程度ということですから、やはりこの自給率向上という意味でこの飼料用米、私、いろんな問題これまでも提起して、生産者が受け取る価格に比べて流通価格が安いんじゃない、要は、実際に二、三十円という中で生産者は数円しかもらっていないと、やっぱりこの差も埋めなければならぬですし、それでも、今の現状でも圧倒的に価格の面では飼料用米は輸入飼料に比べて有利、優位なものにもかかわらず進んでいない。

まだまだ進めようというその業者側の意識が弱いんじゃないかというこのギャップをどう埋めていくのか、その辺りの課題認識を教えてください。

○政府参考人(森健君) お答えいたします。

飼料用米につきましては、年間一千万トン輸入されておりますトウモロコシと同等の栄養価を有しているということございまして、畜種ごとに、先ほどの資料の方にも書かれておりますように、畜種ごとに利用可能な割合は異なりますが、トウモロコシの代替として配合飼料原料に利用がされておりますし、更に利用が可能というふうに

考えております。

先ほどの資料にもありますとおり、配合飼料メーカー等では約百三十万トンの受入れが可能というふうにしておりますし、また、自家配合用として畜産農家に十一万トン程度が供給されておりますので、大体百四十万程度の安定的な需要量があるのではないかとこのように考えております。

他方で、いわゆる給与可能と見込まれる量四百四十八万トンという推計もございしますが、これにつきましましては、言わば現状の輸入トウモロコシを例えば飼料用米に切り替えるとなると、じゃ、そのため、トウモロコシの場合は随時輸入が年間にわたって行われているものでございますけれども、飼料用米については例えば一年間貯蔵しなければいけないと、そういったような、あるいは加工もしなければいけないといったその施設、能力をどうするかといったことも踏まえた上で、配合飼料メーカーとしてはこの百三十万トンというような数字を出しているものと認識をしているところでございます。

やはりこの作る側、さらにユーザーである畜産農家、さらに間に立ちます配合飼料メーカー、それぞれが安定的な取引というものが拡大をしていくということがこの飼料用米の需要拡大、生産拡大につながるかと考えておりますので、私どもとしてもそういった点をマッチング等を含め取り組んでいきたいというふうに考えております。

○舟山康江君 いや、国として飼料用米の普及推進というのをうたっているわけじゃないですか。

で、飼料自給率の向上もうたっている中で、やはり現状、この業界団体がなかなか使っていないという現状があります。これは、使えますよというだけで、実際に使っている量はもっと少ないわけですよ。そこをどう後押ししていくのか。まさに、国費も入れて、こういった配合飼料価格安定制度というものもあって、こういったものがあることも含めて、多くの人は配合飼料使っているわけ。そこが増えなければ、現場が幾ら飼料用米を

使おうと思っても、まさに自家配合で直接買っ使っている人以外は恐らく機械的にそのメーカーから仕入れる、その仕入れたものにほとんど国産飼料が入っていないということになると、これ、どう考えたって利用促進につながらないですよね。そこをどうやって国として応援していくのか、そこを推進していくのか。このギャップを埋められない限り、幾ら声高に自給率向上、向上って言ったって進まないと思います。やっぱり、ここの、業界団体に対しても少しメッセージを発信するとか、そこを推進するような何か後押しをする、ここ絶対必要だと思いますけど、いかがですか。

○政府参考人(森健君) お答え申し上げます。

先ほど、もうお答え、答弁を申し上げましたとおり、実際に飼料用米をトウモロコシに代えて使っていくということになると、例えば、貯蔵施設をどうするのか、トウモロコシではない米を配合飼料として使う場合に必要な調製施設、加工施設等の整備をどうしていくのかと。そういったことをやっていくこととすると、今度は長期、安定的にその原料が供給、国内で供給をされるのかどうか等々も踏まえながらの判断ということになっていくのかと思います。

そういった意味で、我々農林水産省としても、生産部局の方を通じて飼料用米の安定供給の仕組み、様々な政策的な支援でございましてとか、畜産農家あるいは配合飼料メーカーとの契約の促進と、マッチングというものをやっているところでございまして。こういった取組を進めていくことで、この飼料用米が更に配合飼料としてあるいは飼料として活用されていくような取組を進めていきたいと思っております。

過去、飼料につきましては、飼料自給率を上げようと、国内の生産を増やそうとしたときに、輸入価格、トウモロコシの輸入価格が下がってしまっって、輸入品、穀物への回帰というものが起こってしまったような事態もございまして。今後、

長期的に輸入穀物の価格がどうなっていくのかといったところも見据えていく必要があると思いますが、私どもとしては、やはりしっかりと国内における濃厚飼料の生産を拡大していくという意味で、飼料用米、さらに子実用トウモロコシを含め、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○委員長(長谷川岳君) 時間が来ております。

○舟山康江君 はい、時間となりました。

今、課題を幾つかおっしゃられたわけですから、その課題解決に向けて取り組んでいくのが農林水産省の役割だと思います。それで進まないというのではなくて、やっぱり進めるためにどうするのか、具体的に動いていかなければ、生産振興も、また自給率向上にも結び付かないと思いますので、そこを本当に是非しっかりと取り組んでいただきたいということを政務三役にもお願い申し上げます。

○梅村みずほ君 本日もよろしくお願いいたします。

いつもそうなんですけれども、質問をたくさん並べてしまっていて、二十分の質疑時間に対して今日も九問並べておりますので、さくさくと参りたいと思います。よろしく願います。

さて、本日、岸田総理大臣が夕方六時頃から記者会見をなさるということで、記者会見といいますが発表ですね、原油価格の高騰、それに伴う物価上昇ということで、それらに対する緊急対策を発表されるというふうにお伺いしております。あわせて、ゴールデンウィーク前ということもあり、連休中の新型コロナ対策も説明されるということで、大変重要だと思っております。

本日に、この価格の上昇というのを肌で感じるようになってきたというふうに思います。そこで、私どもも、今月二十一日に、ちょっと長い法案名なんですけれども、現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するため

る法律案ということで、国民の負担を減らしていきたいでしょうと、この物価高に対する悪影響を緩和していきたいという法案を提出させていただきました。そして、その翌日には、自民党さんの方から、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策ということで提言が出されております。

もちろん、各党それぞれに御意見が出されている大変重要なマターではありますけれども、自民党さんと我が党、日本維新の会のところで農林水産分野において重なる部分というのがやっぱりございまして、残念ながら、小麦の価格高騰に関しましては、輸入小麦に関しては対策が違つうのだなと認識しているんですけども、我が党の法案の十三条、十四条に書かれております施設園芸及び茶業を営む農業者の経営に及ぼす悪影響を緩和するための措置あるいは漁業者及び畜産業を営む者の経営に及ぼす悪影響を緩和するための措置というところは自民党の提案と大変重なる部分があるというふうに認識をしております。

このように、複数の政党から提言が出されるということはやはり急務なわけで、当然、農林水産省としても対策を講じられていると思いますけれども、いつまでにどういった政策をどういう順番で実行する御予定なのかを大臣にお伺いしたく思います。

○国務大臣(金子原二郎君) 燃油や配合飼料などの価格高騰に対しましては、農林水産省としてもこれまで施設園芸等燃油価格高騰対策や漁業経営セーフティネット構築事業、配合飼料価格安定制度など様々な支援措置を講じてきております。

原油価格高騰対策につきましては、先月、原油価格高騰に対する緊急対策を取りまとめまして、燃油価格の激変緩和対策を講じるとともに、漁業や施設園芸におけるセーフティネット対策の充実や省エネ機器の導入に対する支援策の拡充などを実施したところであります。

また、配合飼料価格安定制度につきましては、

現在の基金残高は当面の支払は対応可能な水準ではありますが、穀物の国際相場が不安定な動きをしていることを踏まえまして、本制度の安定的な運用に向けて対応を検討することが必要な状況と考えております。

農林水産省といたしましては、農林水産業、食品産業を取り巻く状況にしっかりと対応できるよう、原油価格・物価高騰総合緊急対策に必要な施策を盛り込んでまいりたいと思っております。

○梅村みずほ君 大臣、ありがとうございます。

農も林も水産も畜産も、様々なところから不安な声が聞こえておりまして、やはり、今年の飼料は何とかめどが付きそうだけれども来年どうなるのか分からなくて不安だ、不安だという声もありますので、引き続き綿密に声を酌み取りながらの政策をよろしく願っています。

二番目なんですけれども、輸入小麦は、私も、政府の売渡価格を引き下げてほしいというふうに言っておりますけれども、それはなかなか実施していただけないさうだなというふうには思っております。その小麦も含めて、今おっしゃられた以外のところで、農林水産業の分野における原油高、物価高騰対策として講じている諸政策について、ほかにございましたらお伺いいたします。

○国務大臣(金子原二郎君) 農林水産省としては、燃油、飼料価格の高騰対策以外にも、輸入小麦の原料代替に向けた国産の小麦、米、米粉の需要拡大、化学肥料原料の調達国の多角化による安定的な調達、国産材への転換や水産加工品の代替原材料の調達円滑化などの対策を講じていく必要があると考えております。

農林水産業、食品産業を取り巻く状況はしっかりと対応できるように、原油価格・物価高騰総合緊急対策に必要な施策を盛り込んでまいります。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。
輸入に頼つていた分に関しては、その調達国を変えていくですとか、あらゆる手を取つてくだ

さつていると思いますけれども、つくづく、やはり国内で供給するというのが重要なのだなと改めて感じている次第です。

そこで、いかに国内でたくさん農林水産物を生産していくかということで私着目しているのは、女子の力でもあります。農林水産委員会となりまして、どんなところからお話を聞こうかと思つたときに、私、たまたま昨年十一月に訪れた福島、地熱に興味を持っておりますので、柳津西山地熱発電所にJOGMECさんのシンポジウムがありましたので行つたときに、ふくしま農業女子と書かれたあめちゃんを手にしたんですね。桃子と書かれたあめちゃんを手にしたんですね。桃子のあめで、とてもさくさくとしておいしくて、何しろパッケージがかわいらしかったんです。そこにふくしま農業女子と書いてあつたんです。農業女子か、なるほど。

農業やつている女性たちがチームを組んで協力しているんだなということで、農業女子というものにフォーカスをして、いろんな場所の農業女子さんからお話を聞いてきました。

そうすると、やっぱりその視点が女子なので、今日は横沢委員からお手洗いの質問などもあつたんですけども、女性もお手洗い大変重要で、何せ農地にはトイレが少ないんだというふうに力説していただきました。そういつたところで、やはり昔だったら草陰に隠れてみたいなのもあつたかもしれないけれども、時代が時代でございますし、特に農業に関心を持つている女性というのは分母的には多いというふうに感じております。そういったお手洗いに関する政策も必要だなと思っておりますし、女性で農業に携わりたいという人は実は潜在的に物すごくいるんだよということも教えていただきました。一方で、じゃ、私の友人に勧められるかといつたら、ううんと、首をひねるよねというような本音のお話というの、まさに女子トークというか、そういった雰囲気の中でさせていただきました。

農林水産省さんも早くから女性の農業人口を増

やそうということで農業女子プロジェクトを推進していращしやるかと思っておりますけれども、この農業女子プロジェクトのそもその狙い、経緯や効果、そのプロジェクトから発された政策、あるいは今後の課題についてお聞きしたく思います。よろしく願います。こちらは政府参考人からで。

○政府参考人(光吉一君) お答えいたします。

農業女子プロジェクトでございますが、女性農業者の方と企業、教育機関と連携した様々な取組、これを行うことによりまして、農業で活躍する女性の姿を社会全体に広く発信をし、女性農業者の存在感を高め、あわせて、職業として農業を選択する女性の増加に資することを目的としてスタートしました。二〇一三年には三十七名の女性農業者の方でしたが、現在では九百六名、農業内外の企業につきましては三十七社、教育機関八校が活動するなど、取組が広まっております。

これまで、農業女子メンバーと企業との連携によりまして、例えば、女性でも乗り降りしやすいような、シートの高さを調整可能な軽トラックなど女性が扱いやすい農業機械などの開発ですとか、メンバーの生産する農産物の販売イベントや、メンバーの圃場を都市部の女性がオンラインで見ながら農業について学ぶイベントの実施などに取り組んできたほか、高校、大学などにおいて農業女子メンバーが女子学生に対して農業の実態等を伝える出前授業などを実施をし、その女子学生が卒業後に新規就農するなどの成果を上げてきております。

課題でございますけれども、本プロジェクトに参加するメンバーが九百人を超えてきたという状況の中で、一堂に会することが難しいという問題がございます。今後は、農業女子メンバーが全国段階のプロジェクトで得た販売ノウハウですとか発信力など、これを地域での取組に生かしていただくよう推進することを課題としています。このため、地域単位で女性農業者グループを結成して

様々な取組を行う販売促進などを支援していくというふうに進めていきたいと考えています。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。農業女子プロジェクトについて教えていただいて、ありがとうございます。二〇一三年から、今は九百六名いらつしやるということで、大きく広がってきていると思いますが、水産女子、林業女子についても伺いたいと思います。

水産女子の狙い、効果、今後の課題などについて参考人からお伺いできればと思います。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

漁村地域の維持発展のためには、意欲ある漁業者、とりわけ女性の創意工夫を生かせる取組を進めることが重要となっております。

このため、漁業、水産業の現場で活躍されている女性が企業や様々な人とつながり、生活や仕事の中で培った知恵に新たな価値を見出し、社会に広く発信することを目的として、海の宝！水産女子の元氣プロジェクトを四年前の平成三十年十一月に発足させたところでございます。現時点におきましては、九十一名の方が登録されておりま

す。これまで、プロジェクトの公認のSNSのキャラクタースタンプの作成や水産加工品のネット販売を始めとする活動を行ってまいりました。現時点におきまして、例えば、社員食堂のメニュー化を工夫するというようなものでなく、水産女子の手の悩みに適したハンドクリームの開発、水産女子の目線で快適かつファッショナブルなウェアを開発する、水産女子の目線で女性のための道具づくりを通して水産業を盛り上げるお手伝いを行うといった取組も行っているところでございます。

課題でございますが、このように様々な努力をしておりますが、依然として十分に認知されているとは言えない状況にもありますので、今後とも、水産女子メンバーの活動や企業との共同企画などを広く発信することにより本プロジェクトの

認知度を向上させ、漁業、水産業に携わる女性の存在感を高めていきたいと考えております。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。

では、同じく林野庁に林業女子について伺います。

○政府参考人(天羽隆君) 森林・林業に関わる女性

性のグループについて申し上げたいと思います。

女性の地位向上や山村地域における女性経営者の育成などを目的といたしまして、一九七〇年代から各地で女性林業研究グループが結成されております。また、ボランティアで森林整備活動を行っている、都会の女子に森林や木材、森の恵みの魅力を知ってもらうことを目指して、平成二十二年以降、全国で林業女子会が設立されております。これは県単位が多々ございますけれども、林業女子会山形ですとか、林業女子会しなのですとか、林業女子会静岡等々、二十六グループができてございます。

これらのグループでは、これまで、森林づくりの技術や経営改善等の研究活動、森林環境教育活動、林業フリーパーの発行や林業体験、カフェイベントなどを通じた普及活動などにおいて女性の視点や感性を生かした取組を行うことで、地域林業の活性化に貢献をしてきたところでございます。

また、林野庁といたしましては、令和二年度から、未来の森林・林業を担う女性のネットワーク化、さらには女性の視点を生かしたマーケティングなどを行うオンラインコミュニケーションということで森女ミーツングを支援しているところでございまして、林業における女性の更なる活躍を促進していきたいと考えてございます。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。

本日の質疑は、何だか農林水産省さんと水産庁さんと林野庁さんの女子アピールの場になってしまいましたが、実は私も当事者の方々とお話をしている、すごく楽しそうに女性たち林業語られる、農業語られるんですね。漁師さんについ

てはゴールデンウィーク明けにアポイントを取っているわけなんですけれども、それでもやっぱりなかなか増えていない現状というのがあると思うんですね。

私は、援農プロジェクトをやっている地元の大阪の農業者さんからお話聞いていると、援農で来る方はほぼほぼ女性だと言っていました。特に女子学生、大阪はいろんな大学がありますので、大阪を始めとしていろんな学生が、女子がもうこぞって来ると言っていたんですね、圧倒的に女子が多いと。でも、私は、女子が農業に就く、林業に就く、難しいと思っています。なかなかリスク取れないというのもあるかと思っています。やっぱり、一生懸けて農業をやれるかって、自信ないと、企業を選ぶ、法人を選ぶ人多いと思うんですね。

私が、いつもいつも言っていますけれども、法人の農地取得ってメリットないですかと再三聞くのは、やっぱり人と農との接点をどういうふうに増やしていくのかってあるんですね。

今、企業側も、例えば障害者雇用って課題になっていきます、農福連携というものがありません。普通に仕事をしてメンタルヘルス損なう社員もいるんですね。そういった形で、本人が希望したら行けるという場合もあるでしょうし、会社からの普通の異動で農業に携わることともあってもいいと思います。サラリーが確保されていて、農業に従事する、農業の可能性を知る、やってみたかった農業に触れるということもできます。例えば、農業に興味、関心あるけど自分の人生をどうと投ずることが難しいという方が企業を選ぶときに、あっ、ここは農業事業部があるんだというふうに会社を選ぶということもあると思うんですね。

やはり、そういうふうなトライアル、お試しがあつて、そこから自分の人生をいよいよ懸けてみるという選択肢もあると思いますし、先日、このみどり法案に関して参考人にお三方お越しいただ

きましたけれども、それぞれにメリット、デメリットをお伺いしてみました。立教大学の大山准教授は、大臣と同じようなお考えでしかね、不在地主化しないように、やはり地域の人たちの管理下で土地利用、管理ができるような形での参入というのが望ましいかなと思いますとおっしゃっていました。そして、山梨県の北杜市で有機農業をされている意欲的な若者農業者さんは、メリットは資本力で、デメリットは地域との合意形成を取ることの難しさですとおっしゃっていました。メリット、デメリット、双方おっしゃっていたいただきました。そして、もう長年、この農業界のレジェンドと呼ばれるそうなんですけれども、ファーマンの井上参考人、先ほどそのメリットは資本力でずとおっしゃっていた参考人が憧れの人とおっしゃっていました当麻グリーンライフの瀬川参考人は、信念のある法人であれば、土地は持つていけませんので、ありだと思えますと力強く言ってくれました。

ですので、メリットは当事者、農業の当事者もあると考えていらつしやる人もいるという現状を踏まえて、いま一度、農業の、法人の農地取得に関してメリットないと、想定し難いと先日はおっしゃっていましたけれども、いかがでしょうか。女性のポテンシャルというものと併せて、今日、二問、大臣への質問用意していたんですけれども、お答えいただければ幸いです。

○国務大臣(金子原二郎君) 私は、企業の皆さん方がメリットないとは言っていないんです。リリースでやれるわけですから、必ずしも所有しなくても、今の体制のできる範囲の中でやろうと思えばできるんじゃないですかと。創意工夫をやりながらやれば私はできると思っているわけで、何も、その土地を所有しなきゃいけないということは何もないんじゃないかというふうに私は思っていますけどね。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。

リリースでいい、企業はリリースでいいと思ってい

ます。もう三千六百社を超えていますね。リースで農業参入している企業、増えていっています。

でも、十年やっていて、やっぱり自社の農地も欲しいなと思う企業もあるのではないかと思うんですね。やはり、どう考えても、借りていていつかは返すものと既に自分のものになっている農地というのは、運営の仕方変わってくるのではないかと思います。

なので、私は、個人や地域が中心となる農業でいいと思っていますし、それが望ましいとも思っていますけれども、リースも取得も選べるという選択肢の幅を広げてほしいと思っていますし、やはり、リスクを取ってチャレンジをする農業者を応援すると大臣は言ってくれました。国もチャレンジが必要だと思っています。必要なのは、信念のある企業をどう見分けるか、どう違法転用、違法転売、耕作放棄を防ぐか、国土を守るかという観点であつて、もちろんゾーニングという手法も取れるかもしれませんが、外国資本、外国の方には土地の取得制限というのも当然あつていいと思いますし、耕作放棄となつた場合には国が農地を買い戻すということもあつてもいいと思います。

引き続き議論をよろしく願ひして、質疑を終了します。ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。四月五日に水産基本計画について質問をしたんですけど、その続きをちよつと今日最初にやります。

水産基本計画は、海洋環境の変化への適応として、複合的な漁業等への新たな操業形態への転換を推進するというふうに書いています。言わば一そのの、一隻の船で複数の魚種を捕るマルチ漁業を促進することなんです。

このマルチ漁業について、四月五日の質問のときに、北海道では、大臣許可の沖合大型船向けの不漁対策という印象が強いと、小規模な沿岸漁業の装備では採算性が低い、沿岸漁業より大臣許可

の大型船を優先する政策ではないかという意見が出ていることを紹介しました。こういう問題があるということは指摘しておきたいと思うんですね。

水産資源が減少する中で、この魚種転換、これは沿岸漁業にとつても課題になっているんじゃないだろうかというふうに思うんですけど、まず見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。近年の海洋環境の変化などに対する順応性を高める観点から、資源変動に適応できる漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくことが必要であると考えております。

このため、農林水産省としては、本年三月に決定した水産基本計画において、対象魚種や漁法の複数化、協業化など状況に応じた操業形態への転換などを推進することとしており、これを踏まえて必要な施策の検討を行つてまいります。

○紙智子君 基本計画では、沿岸漁業について、海洋環境の変化を踏まえ、未利用の魚の活用も含めて提起をしていると思うんですね。北海道では、今まで来なかつたブリが捕れるようになつて、対応が課題になつていいるんですね。

ただ、資源が減つたからといつてほかの漁師が捕っている魚種に変えるということになると、今度、漁業者同士が対立することもあると思うんですね。関係者の話し合いが必要になるんだと思うんです。同時に、この魚種転換するにしても、沿岸漁師は資金がないので、簡単に経営判断はできないんだと思うんですね。水産加工業にも影響してくるものだと思います。

そこで、経営を支援する水産業の改良指導員の役割というのは大きい役割があるんだと思うんですが、この事業というのは三位一体改革で都道府県に税源移譲されて、国の予算は二〇〇一年のときは七億一千七百万円だったんですけど、二〇〇六年、平成十八年ですね、このときはもう九千百万円に一気に減つていいると。その後も減り続け

て、現在は六千九百万円まで減っています。普及員の数は四百八十四人だったんですけど、四百三十三人ということでも五十人減っているわけです。

そこで、やっぱり魚種転換が望まれる場合には、この経営転換を判断するサポート、サポートする体制とか支援が必要なんじゃないかと思うんですけれども、これ農水大臣にお聞きします。どうでしょうか。

○国務大臣(金子原二郎君) 漁獲状況に合わせた魚種転換などにつきましては、一義的に経営者である漁業者が判断すべきものですが、漁業の対象種の資源動向や支援制度等の情報を含め、現場の事情をよく知る水産業普及指導員を始めとする行政が支援することは有効と考えています。

全国の水産業普及指導員の人数は近年は横ばい傾向にあると認識しており、農林水産省としても、水産業普及指導員は国の政策の漁業技術の普及に当たつて重要であり、その活動への支援に適切に対応していきたいと思っています。

これに加え、近年の海洋環境など漁業をめぐる状況の変化に対応していくには、水産業普及指導員だけではなく、地方自治体や国の行政が浜浦ランなど各種施策を適切に措置していくことも経営支援に重要と認識いたしております。

○紙智子君 ありがとうございます。魚種転換が必要な場合、沖合の漁業と沿岸漁業の調整というのがやっぱり必要になると思うんですね。やっぱり浜が元氣になつていかなきゃいけないと、それでこそ漁村も活氣付いていくということでもあると思いますので、国として沿岸を軸に置いて沖合と調整を進めるように求めておきたいと思っています。

それから、林業の話に今度入りますけれども、ロシアが、このウクライナ侵略という無法な行爲をやつていいる中で、各国が科した制裁に対してけしからぬということで、三月九日に対抗手段として、対抗手段を打つたと。日本を含む非友好国に

対して、丸太やチップ、合板の材料となる単板と

いうんですね、単板というものの輸出を禁止するというものです。

林野庁は、これ、木材市場の影響をどういうふうに見ているのか、説明いただきたいと思っています。

○政府参考人(天羽隆君) 木材市場の状況について御質問いただきました。まず、令和三年の三月頃から、世界的な木材需要の高まり、コンテナ不足などによる国際的な需給の逼迫により、木材の日本への輸入量が減少し、輸入木材や国産材の製品価格が高騰するいわゆるウッドショックと呼ばれる状況が発生し、今年に入つてからも木材価格は高止まり傾向が継続しているところであります。

こうした中、ただいま先生からお話ありましたとおり、令和四年の三月九日から、ロシアが非友好国に對しまして一部の木材の輸出禁止を実施してございます。これがチップ、丸太、単板でございます。

ということでございます。今後の国内の木材需給に影響が出ることが想定されるところでございます。

○紙智子君 何か、状況を言つていただいただけなので、その影響がどうなのかということを知りたいんですけど。それで、ロシア材の輸出禁止というのは、昨年から木材価格の高騰、いわゆる、今もお話あつたウッドショックの影響に輪を掛ける事態になつていいるという報道もあるわけですね。で、輸出禁止の品目にはアカマツやカラマツの単板が含まれていいると。で、合板メーカーはこれ、杉やヒノキなどの国産材への切替えを進めています。国産の針葉樹の合板の流通価格というのは最高値を更新し続けています。それから、ロシア産材に代わる他産地の材料ですね、ここに活路を見出そうということをやろうとしても、欧州各国との競争戦になつてしまつと。そういうことも迫られる中で、輸入、国産、共にこれ、合板の値上がりが続くと

いう見方も言われているわけですね。

この価格の高騰が続いた場合に、中小の工務店の影響というのは避けられないんじゃないのかというふうに心配しているわけなんですけど、これは国土交通省に来ていただいているんですけど、いかがでしょうか。

○政府参考人(塩見英之君) お答えを申し上げます。

先生御指摘のように、ロシアによる輸出禁止等の措置が講じられたことを受けて、今後木材需給や価格への影響が懸念をされているところでございます。

昨年、木材の需給が逼迫しました際には、特に中小工務店におきまして木材の調達めどが立たずに工期が延びるといったような影響も生じたことから、今後の木材市場の動向あるいは需給の状況等、関係省庁とも連携してしっかりと注視していく必要があるというふうに考えてございます。

○紙智子君 今、お二方の話聞いても、すぐに今どうこうというふうにはなっている雰囲気ではないんですけど、でも、いずれじわじわと必ずやっぱりやってくるんだろうと思うんです。

ロシア産材の輸出禁止によって住宅の価格への影響も懸念されています。木材価格の高騰対策の検討を求めたいと思うんですね。ウッドショックによって外材依存によるリスクが大きく表面化しているわけです。輸入依存はやっぱり輸出先の国の影響に左右されますから、これやっぱり国産材への切替えというのが必要だというふうに思うわけです。輸入材を国産材に置き換える上で、やっぱり林業従事者の果たす役割というのは本当に大事だと思うんです。

国勢調査によると、この林業従事者の数は一九八〇年のときには十四万六千人だったんですけど、二〇一五年、このときになりますともう四万五千人まで減少しています。それで今、気候変動によって頻発する豪雨災害とかカーボンニュート

ラルに向けて、持続可能な山づくりというのが求められているわけです。

気候危機に対応した山づくりを進めるためにやっぱりそれやっぴいくなると、一番求められるのはマンパワーの確保じゃないかと思うんですけども、林野庁長官、いかがでしょうか。

○政府参考人(天羽隆君) 林業従事者の確保について御質問をいただきました。

先ほど来お話にありますとおり、いわゆるウッドショックやロシア、ウクライナ情勢の変化も踏まえた国産材への切替えに向けては、国産材の生産量を増やすことが必要でございます。そのためには、御指摘のとおり、木材生産を担う林業従事者の確保が重要と認識しております。

このため、農林水産省といたしましては、緑の雇用事業により、新規就業者に対して林業に必要な資格取得も含めた三年間の体系的な研修を支援するとともに、緑の青年就業準備給付金事業によりまして、林業大学校等で林業への就業を目指して学ぶ学生への給付金の支給などを行っているところでございます。

○紙智子君 あれですすよね、緑の雇用を開始して、毎年三千人程度の人は新たに担い手になっているんですよね。一言で。

○政府参考人(天羽隆君) 平成十五年に緑の雇用事業を開始をいたしました、新規就業者はそれまで年間二千人強であったものが三千人まで増加をしております。若年者率や平均年齢は、若返り傾向が持続しているところでございます。

○紙智子君 やっぱり、今全国で、林業従事者を育成する、今お話もありましたけど、林業大学校が創設をされています。山梨県では、林業の担い手を育成しようということで、県立農業大学校に林業を学ぶ森林学科が創設をされた。そして、農林大学校となつて今いるわけですね。林業を学ぶ機会が増えて、林業に携わろうという人も増えているというのは大変希望のある話だと思うんです。

北海道の道立北の森づくり専門学院というのがあるんですけども、こは三月に、開校して初めてとなる卒業生が森林組合や林業の関連会社に就職したというふうに報道されました。卒業生は新たに林業従事者の仲間入りを果たすわけですけども、林業の労働環境はどうなっているのかということになる、これが、林業から離職する人の理由の一つというのが、給与体系が天候に左右される日給制なんです、雨が降ったら出れないと、収入の不安定さというのがその理由に挙げられているわけです。

私は、この間、聞き取りした中で、四十代の方が日給と出来高払制度でもつて加えた給与で月二十万円以下で働いているという話があつて、やっぱり林業の就業者の定着化を図つていこうと思うとこの労働環境の改善が必要じゃないかと思うんですけれども、農水大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(金子原二郎君) 林業労働の担い手を確保するには、新規就業者の確保、育成とともに、その定着を図るため、給与等の処遇面や安全面の改善を図ることが重要と認識いたしております。

このため、農林水産省といたしましては、緑の雇用事業や緑の青年就業準備給付金事業によりまして従事者の育成、確保を図るとともに、高性能林業機械の導入等によりまして、作業の安全性の向上や軽労化を通じて、女性や若者の就業の促進を図つていくところであります。

さらに、全産業の十倍を超える労働災害発生率の半減に向けて、労働災害の多くを占める伐倒作業を安全に行うための研修や、労働災害を防止するための装備、装置の導入などによりまして、労働安全対策の強化に取り組んでいるところであります。

引き続き、これらの取組を進めまして、林業労働の担い手の育成、確保、定着を図つてまいりたいと考えております。

○紙智子君 今、処遇改善と労働安全という話も

ありました。

それで、森林・林業基本計画で、労働環境の改善として、通年雇用化とともに月給制の導入の促進も挙げられていますよね。月給制の導入を実現させるために、じゃ、林野庁としてはどういうふうに進進していくんでしょうか。

○政府参考人(天羽隆君) 先生御指摘のとおり、林業は、気象条件により事業の実施が左右される屋外作業であるほか、小規模な経営体では年間を通じた安定的な事業量の確保が難しいこと、また、植栽や下刈りなど、作業種に、作業の種類によつては作業時期が限定されることなどから、日雇や季節雇用が多く、通年雇用化や月給制の導入が遅れているのが現状でございます。

農林水産省といたしまして、従事者の所得の安定などを図る観点から通年雇用化や月給制の導入は重要と考えておりまして、林業施業の集約化などによる事業量の確保、緑の雇用事業による一年を通じた複数の作業を行える人材の育成、マルチワーカーと呼んでおりますけれども、このような人材の育成に取り組んでいるところであります。

また、高性能林業機械の導入等を支援する補助事業や、国有林の事業発注において月給制の導入を採択時の優先ポイントとするなど、月給制の導入の促進に取り組んでいるところでございます。

○紙智子君 支援事業で優先選択というのがあります。それについてちょっと一言説明してください。

○政府参考人(天羽隆君) 高性能林業機械の導入などを支援する補助事業、それから国有林の事業発注において月給制の導入を採択時の優先ポイントとするということで、月給制の導入の促進に取り組んでいるところでございます。

○紙智子君 結局、多くはまだ日給制がほとんどという、まだ月給制が本場に少ないんですけど、日給制でやると、結果的には過重労働になるんじゃないかという指摘もあります。

それで、月給制の導入に当たっては、やっぱりカーボンニュートラルなどのこの気候危機に対応した山づくりを進めながら行っていくということが重要だと思えます。だから、皆伐した後、再造林がされないで造林未済地が増えるという、こういうことがないように進める必要があると思うんですけども、長官、いかがでしょうか。

○政府参考人(天羽隆君) 先生御指摘のとおり、森林施業を安定的、円滑に進めていくためにも、このような林業従事者を育成し、確保して定着を図っていくことが極めて重要でありまして、カーボンニュートラルの達成のためにも必要だというふうに考えております。

○紙智子君 月給制の導入を実現するためには、やっぱり建設業界においても国産材の利用を、定着を図る必要があるんですけども、この点、大臣の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣(金子原二郎君) 昨年の木材利用促進法の改正によりまして、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進することとされました。農林水産省では、まちの木造化推進法、公共建築物の木造化、木質化への支援や建築用木材の開発、CLTを用いた建築の実証、木材利用を普及する木づかい運動の展開などに取り組んでいるところでありまして。さらに、都市間の民間建築物における木材利用を促進するために、ウッド・チェンジ協議会という官民協議会におきまして、分野ごとの課題解決に向けた議論を進めております。

総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省といった関係省庁も連携を取りましてこれらの取組を進めることにより、国産材利用の普及、促進、定着を図ってまいりたいと思えます。

○紙智子君 やっぱり、今大変だから国産材になるんだけど、また元に戻ってしまわないように、きちっと定着するということが大事だと思います。

林業従事者の労働環境の改善を図って、やっぱ

り持続可能な山づくりを進めるということを求めています、質問を終わりたいと思えます。

○須藤元氣君 こんにちは。須藤元氣です。

早速質問に入らせていただきます。まずは、水産業に従事する人の減少についてお聞きします。

我が国は、世界でもトップクラスの漁業生産量を誇っておりますが、近年は少子高齢化や過疎化などを背景に漁業の人手不足が進んでいます。

私は仕事柄いろんな漁港に行くんですが、昨年、北海道の稚内を見てきました。夜に、地元にある甚八という居酒屋がおいしいうちで、行ってきたんですが、店に入るとモノクロの写真が飾ってありまして、その写真は地元の漁港に船がたくさん集まっているもので、この昭和の時代の漁港ですごく活気があったんだなと伝わってきました。ちなみに、魚屋をやっていますと外で魚食べてもそんなに感動することはないんですが、甚八さんは結構感動しまして、何に感動したかという、やはり地元でしか食べれないとか、聞いたことのないような魚を出されるとやはりテンション上がりますね。やはりこの地産地消というのは本当に大切なとき感じました。

さて、漁業構造動態調査によれば、漁業従業者は、一時的な増加はあるものの、調査を開始した一九六一年から二〇一八年まで、減少の一途をたどっています。実際の数値を見ると、一九六一年に約七十万人を記録していた漁業従業者数は、二〇二〇年には十三・六万人と、六十年ほどで約五分の一になりました。さらに、年齢層を見ると、近年、六十代以上が半数に上がっていることが分かります。一般的には、その急激な減少の理由が、人口の減少、少子高齢化、過疎化、労働環境がマイナスイメージによる敬遠といった理由が挙げられています。

今の世界情勢を見る限り、海外から食料を安定して入ってくる保証はどこにもありません。そこ

で、日頃から国内において、農産物だけではなく、海産物も安定的に供給できる体制、仕組みづくりをしておく必要があります。

そこでお伺いいたしますが、漁業従業者の急激な減少に歯止めを掛けるために、直接的な支援も含め今後の対策を考えていらっしゃるのか、教えてください。

○大臣政務官(下野六太君) お答えいたします。

漁業従業者の減少が進む中、今後とも漁業が水産物の安定供給の役割を果たしていくためには、資源管理による漁獲の増大に加え、毎年一定の新規従業者の確保とその定着を図り、年齢バランスの取れた就業構造としていくことも重要です。

漁業では新規従業者の約七割が業界の外から参入しており、就業初期に集中的に習得すべきことも多いといった実態があることから、農林水産省では、経営体育成総合支援事業により、就業希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、漁業学校等で学ぶ就業前の者に対し最長二年間、月十二・五万円の資金の交付、漁業現場での長期研修について最長三年間、指導謝金として月最大二十八・二万円を支援し、さらに長期研修の最終年、三年目になります、三年目については、独立、自営就業を目指す者が年最大百五十万円の資金の交付を受ける実践型研修の選択も可能とし、ICT等の経営に必要な知識習得や、無線免許や小型船舶操縦士免許等の資格取得に必要な支援など、就業準備から就業定着段階までをしつかりと支援をしているところであります。さらに、令和四年度からは、インターンシップの受入れ等の支援により、若者に漁業就業の魅力を伝え、就業定着に結び付ける取組を強化しているところであります。

今後とも、現場のニーズを酌み取りつつ、漁業従事者の確保のために必要な支援にしっかりと取り組んでまいります。

○須藤元氣君 ありがとうございます。

農業の方は就農者支援に向けて頑張っているよ

うに見えていますので、是非漁業の方も同じようにしっかりと取り組んでいただければと思います。

次に、海洋資源の減少に日本がどう取り組んでいくかという点についてお聞きします。

国連食糧農業機関、FAOにおいて、世界の海洋水産資源の状況がまとめられています。これによれば、生物学的に持続可能なレベルで漁獲されている資源の割合は減っている傾向にあり、一九七四年には九〇％の水産資源が適正水準又はそれ以下の水準で利用されていましたが、二〇一七年にはその割合は六六％まで下がってきています。適正水準にある資源を増加させていくためには、将来にわたって適切な漁業管理を実施することが重要です。また、資源を適正な水準で維持することにより、将来的に漁獲量の増加につなげていくことも期待されています。

しかしながら、我が国周辺の豊かな漁場でルールを守らず乱獲されてしまったら、一気に資源の枯渇へと突き進んでしまいます。国際的な資源管理に向けた努力が払われる一方で、違法操業が深刻な問題です。

こうした中、二〇一六年六月には違法な漁業など防止措置に関する協定、いわゆるPSM協定が発効しておりますが、締約国は七十か国にとどまり、隣の国、中国はまだ加盟しておりません。ニュースの報道を見ても、中国漁船における違法操業、乱獲などが報じられており、我が国に対する影響も計り知れないものがあります。

そこで、外務省と連携してではありますが、農水省としても中国の加盟を促すことをやってはいかがでしょうか。難しいとは思いますが、中国のPSM協定加盟に向けて農水省がどのように行動するか、お考えをお聞かせください。

○政府参考人(神谷崇君) お答え申し上げます。

御指摘のございました違法漁業防止寄港国措置協定、PSM協定につきましては、二国間対話、中国との二国間対話や多国間交渉の場を通じて、

水産庁でも中国に対して加入を積極的に呼びかけているところでございます。

例えば、令和元年の国連総会におきましては、我が国からの提案を受け、主要な寄港国が同協定に早期に加入する重要性を強調する文言が国連総会持続的漁業決議に盛り込まれたところでございます。

今後とも、世界的な違法、無報告、無規制、IUU漁業と呼んでおりますが、の撲滅に向け、PSM協定の実効性が確保されるよう、中国などを始めとする未加盟国に対しても、水産庁としても同協定への加入の呼びかけを積極的に行っております。

○須藤元氣君 ありがとうございます。海は世界に全てつながっていますので、しっかりと連携して加盟に向けて促してください。

海といえば、私、海に潜るのが大好きでして、コロナ前はよく沖縄に行っていました。ダイビングのプロライセンス取得したのも石垣島だったんですが、ダイビングとかやられますかね。余りやられないですかね、皆さん。実は、同じダイバーでも潜るときに目的とか趣味が全然違っていて、一番メジャーなのが、マンタとかイルカとか大きな魚を見たい人が多いんです。でも、逆にすごい小さい魚のマニアの人もいますで、とにかく小さいのを求めている人もいます。あとほかには、もう俺は洞窟にしか入らないという洞窟マニアの方もいらっしゃいます。あとは沈没した船ですか、沈没船とか沈没した戦闘機、あの何か沈んでいる角度がいいんだよねみたいな、そういった方もいらっしゃいます。

ちなみに、私はディープダイビングというのが好きでして、このディープダイビングというのは名前のとおり深く潜るダイビングでして、深く潜ると太陽の光がそこまで入らないので、すごく暗くなるんです。そして、水も冷たくなって、魚もいなくなるんです。すごく静かで、とても幻想的なんですよ。あと、ダイコンという、ダイブコ

ンピューターを潜るときに付けるんですが、これは水圧によってあと何分入れますよと教えてくれるものなんです。深く入ると、もういれませんが警告音が鳴るんですが、あの何か生きるか死ぬかみたいなところが本当に好きです。済みません。

そんな、話戻りますけど、そんな沖縄なんです。悲しいことに美しいサンゴ礁が減ってきています。その原因の一つとして、サトウキビ栽培に使用する化学肥料の海への流入により海中の栄養が増え、サンゴ礁減少、死滅させる一因となっているとの指摘があります。この場合、環境省が前面に立って担当するかのようにも見えますが、化学肥料の低減が海の保護につながるというのであれば、農水省がどんな前に出て取り組むべきかと思えます。農業と漁業の両方を見ることができる省庁であるからこそ、できることがたくさんあるのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが、この陸上での化学肥料の使用が海の生態系に悪影響を及ぼしていることについて、農水省としてどのような取組をされているのか、また取組や今後の意気込みについてお聞かせください。

○政府参考人(平形雄策君) 土壌ですとか肥料の流出による水域への栄養塩の流入が御指摘のようなサンゴの生態系にどのように影響を与えるかにつきましては科学的な検証が必要だと考えますが、農林水産省といたしましては、農業生産活動に由来する環境への負荷の低減を図ること、これは大変重要だというふうに考えております。

このため、みどりの食料システム戦略においては、環境負荷を低減し、持続的な農業生産を確保するため、化学肥料の使用量を二〇五〇年までに三〇％低減する目標を掲げております。具体的に、このために、土壌診断に基づく施肥の適正化のほかに、作物の根元部分にのみ施肥をする局所施肥、ドローンによるセンシングデータを活用した省力最適施肥等、施肥の効率化、スマート化を

進めることとしております。

こうした取組を通じ、みどりの食料システム戦略が掲げる環境負荷の低減と持続的な農業の生産の実現、これを図っていきたいというふうに考えております。

○須藤元氣君 みどりの戦略のこのしっかりと目標を達成していただければと思います。

続きまして、二ホンウナギについてお聞きします。

そういえば、自民党本部の横にあったウナギ屋さん、なくなってしまったんですね。あれ何か僕、結構好きでよく行っていたんですが、ちよつと残念です。何か、行こうと思つたらなかったですね。

済みません、話戻りますけれども、みどりの戦略、みどりの食料システム戦略によれば、この二〇五〇年までに二ホンウナギの養殖において、人工種苗率、比率一〇〇％を実現するとあります。

二〇〇五年に始まった官学連携のプロジェクトにウナギ及びイセエビの種苗生産技術の開発があります。水産総合研究センター及び大学関係者など、我が国のウナギ研究に関わるほとんどの研究者が集結して研究が進められてきたと聞いております。今年で十七年たち、少しずつ研究も進んでいるとは思いますが、みどりの戦略の二〇五〇年という二十八年先の目標に合わせる必要は果たしてあるのでしょうか。個人的には、有機農地拡大とかは時間掛かるのは分かるのですが、このウナギに関しては、短期、中期の目標を立てて早期に実現を目指すとも思いますが、農水省の御見解をお聞かせください。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

二ホンウナギの養殖は全量を天然のシラスウナギに依存しており、供給の安定化などのためには人工種苗の大量生産技術の確立が非常に重要な課題となっております。

平成二十二年に独立行政法人水産総合研究センターが世界で初めて二ホンウナギの完全養殖に成

功して以降、産学官の連携により、人工種苗の大量生産に向けた技術開発が進められております。

これまでの技術開発により、二ホンウナギのふ化仔魚の通年供給や成長段階に合わせた水槽飼育による生産効率の向上などの成果が得られており、昨年度においては、保存や給餌などが容易な仔魚用の乾燥飼料の開発にも成功したところでございます。

一方で、人工受精に用いる卵の質の向上、餌の改良、自動給餌システムなど、低コスト化に向けて依然として解決すべき課題が多く残されており、現時点におきましては、二〇五〇年の目標の前倒しをお約束することは難しいと認識しております。

いずれにいたしましても、ウナギ人工種苗の大量生産技術の確立は重要な課題であり、そのできるだけ早い実現に向けて農林水産省としても努力してまいります。

○須藤元氣君 前倒しが難しいということですが、ベストを尽くして頑張っていただけではないと思います。日本のウナギは本場に肉厚で濃厚で、本場においていいですね。ちなみに、本会議場の衆議院の横の食堂のウナギの松が三千円でウナギ二枚付いているんで、お勧めです。

さて、続きまして、動物愛護について質問いたします。

動物愛護管理法においても、畜産動物を含め、愛護動物の虐待は罰則の対象です。その罰則は改正のたびに厳しくなっており、現在では五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金にまでなっております。

環境省でも動物虐待等に関する対応ガイドラインを策定したところですが、この中でも、改めて畜産動物への不当な虐待行為も罰則の対象になることが示されています。しかしながら、今現在の日本の畜産現場はこうした規制の遵守が十分になされているとは言い難い状況にあるとアニマルライツセンターが指摘しております。こうした規制

の周知徹底には、実際に農場により、また農場との関係も強い家畜防疫員の関わりが重要だとも指摘されております。

ここでお尋ねしたいのは、この動物愛護管理法、特にその中の罰則に当たる行為について、指導できる人材の育成と配置を農水省として責任を持って実行しているのでしょうか。もし指導等が実施されていないとしたら、指導ができる環境の整備などの対策を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(森健君) お答えいたします。

やはり、畜産現場での対応ということになりますと、都道府県の畜産行政を担当している部局、さらに家畜防疫を担当している部局との連携ということが基本と考えております。

農林水産省では、アニマルウェルフェアの基本的な考え方や動物愛護管理法等の法令遵守の重要性を整理しました通知を発出しているところでございますが、これにおきましても、都道府県に対して、家畜の管理者等への周知を依頼するとともに、動物愛護管理の担当部署との連携を要請しているところでございます。

さらに、農林水産省では、現在、民間団体が作成しております畜種別のアニマルウェルフェアの関係の飼養管理指針について、国際基準でありますOIEコードに沿った形での見直しを行いまし、国が示す新たな指針とすることを検討しているところでございます。

今後、農林水産省といたしましては、この指針の現場での実施状況をモニタリングをしていきたいと考えておりますし、その際、都道府県や関係団体とも連携を深めながら取組を進めたいと考えております。

○須藤元気君 ありがとうございます。

通知だけだとやはり弱いですし、今、現場でのモニタリングとか言われていましたけれども、やはり実際に現場に行つて見ることでとても大事だと思いますので、是非取り組んでいただければ

と思います。

さて、近年、牛乳や卵の供給過多が起きており、特に牛乳供給過多はよく報道されております。一方で、生産量を減らそうと、乳用牛を早くに屠殺する低能力牛の選別奨励も行われているようです。同じような生産調整は鶏でも行われている、市場に出回る卵の数を調整しております。

畜産行政において、動物の命で生産調整を行う方法は早急に見直すべきだと思います。こうした問題の背景には、現在の農水省の飼育頭数を増やす方針及び一頭当たりの生産性を上げるという量的思考にあるのではないのでしょうか。アニマルライツの観点からも、今後は量より質に方針を切り替えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。畜産先進国の欧米では、こうした問題に対処するため、量でなく質を上げることにより、国際競争力の向上を図る方向へと転換しています。

そこで、我が国も同じアプローチをしていくべきかと思えます。そうすることによって、商品の価値も再評価され、補助金に頼らない経営や、大小問わず畜産農家の経営の長期的な安定にもつながると考えます。

これについて、金子大臣の考えをお聞かせください。

○国務大臣(金子原二郎君) 量の増産ではなく質の向上との御指摘をいただきましたが、我が国の畜産関係者は、国内外の消費者のニーズに応えて、品質の向上等に向けて家畜改良や飼養管理の改善に取り組んでおります。例えば、和牛肉は国際的にも高い評価を受けておりまして、また、各地域において畜産物のブランド化も図られているところであります。

一方で、消費者のニーズは多様でありまして、また、食料の安定供給や農業者の所得の確保といった観点も考え合わせると、生産量の確保や生産性の向上を軽視することはできないと考えております。また、一頭当たりの生産性を高めていく

ことは、畜産業による環境負荷軽減の観点からも有効な手法の一つと考えています。

なお、畜産物の生産調整につきましては、御指摘がありました。畜産物については、家畜一頭や一羽当たりの生産量や出荷時期を自在に調整できないことから、出荷量を家畜の数により調整せざるを得ないという事情があります。

そもそも、畜産物を食べるという行為自体が家畜の命をいただくということでありますが、農林水産省としては、家畜に感謝しながら畜産物を消費していただくよう消費者の方々の御理解をお願いするとともに、できる限り家畜が快適な環境下で飼育されるよう、アニマルウェルフェアの取組を推進してまいります。

○委員長(長谷川岳君) 時間過ぎております。

○須藤元気君 ありがとうございます。

○委員長(長谷川岳君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(長谷川岳君) 次に、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。金子農林水産大臣。

○国務大臣(金子原二郎君) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明いたします。

我が国の農業は、高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少等が更に加速し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念があります。

このため、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、分散錯圃の状況の解消に向けて農地の集約化等を進めるとも

に、人の確保及び育成を図る措置を講ずる必要があります。

このような状況を踏まえ、人と農地の関連施策を見直し、地域計画の策定、農地の集約化等、人の確保及び育成の三つを柱とした措置を講ずるため、本法案を提出した次第であります。

次に、法律案の主要内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、農業経営基盤強化促進法の一部改正であります。

まず、市町村は、農業者や地域の関係者による協議の場を設け、農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域等について協議し、その結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を策定することとしております。また、地域計画においては、その区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示することとし、その素案を農業委員会が作成することとしております。

次に、農業委員会は、地域計画の達成に資するよう、農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促すこととし、農用地等の所有者等は、農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行うように努めることとしております。

さらに、農地中間管理機構関連農地整備事業の対象に農地中間管理機構が農作業等の委託を受けている農用地を含めることとしております。

このほか、都道府県知事が定める基本方針等に農業を担う者の確保及び育成に関する事項を定めることとし、都道府県は、農業経営の助言、指導等を行う農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備することとしております。また、日本政策金融公庫が認定農業者に対して融資する農業経営の安定に必要な資金等について据置期間の延長を行う等の措置を講ずることとしております。

第二に、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正であります。

まず、農地中間管理機構の事業に農作業等の受委託を追加することとし、農地中間管理機構は、地域計画の区域において、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的に申し入れることとするともに、農地中間管理事業を重点的に行うこととしております。

次に、市町村が定める農用地利用集積計画と農地中間管理機構が定める農用地利用配分計画を統合し、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定めることとし、農業委員会は、当該計画を定めるべき旨を農地中間管理機構に対し要請することができることとしております。

第三に、農業委員会等に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、農地法及び農業協同組合法の一部改正であります。

農業委員会による農地利用最適化推進指針の策定の義務化、地域計画の区域内の土地の農用地区域からの除外の制限、農地等の権利取得に係る下限面積の要件の廃止、農業協同組合による農業経営に係る組合員の同意手続の緩和等を行うこととしております。

続きまして、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容の御説明を申し上げます。

我が国の国土の大部分を占める農山漁村においては、人口減少、高齢化が進み、その活力が低下するとともに、農業上の利用が困難となり、荒廃化した農地の増加が懸念されております。

このような状況を打開し、農山漁村の活性化を図っていくためには、田園回帰の流れの高まりといった社会情勢の変化を踏まえ、農山漁村の豊かな地域資源を活用した取組等を推進するほか、地域の貴重な資源である農地について、地域での話し合いを踏まえ、保全等の取組を推進する必要があります。

このため、地域における計画的な土地利用の下、農山漁村の活性化のための取組を推進する措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明を申し上げます。

第一に、活性化計画の記載事項の拡充であります。都道府県又は市町村が作成する活性化計画に記載する事業として、農用地の保全等に関する事業を位置付けることとしております。

第二に、農用地の保全等に関する事業に対する支援措置であります。活性化計画の円滑な実施を図るための農林地等の権利移転に関する措置を、農用地の保全等に関する事業についても活用できることなどとしております。

第三に、農山漁村の活性化のための取組を行う際の手続の迅速化であります。活性化計画に記載された事業が速やかに実施できるよう、農地法に基づき農地転用許可手続等の迅速化を図ることとしております。

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（長谷川岳君） 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

一、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第一条 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十）」を「第二節 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十）」を「第二節 農業を担

管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十）」に、「第十四条の

う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第十一条の十一・第十一条の十二）」

「第二節 利用権の設定等の促進

十二」を「第十五条」に改め、「第十五条・」を削り、

第一款 農用地利用集積計画（第十八条―第

第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利

第三款 利用権設定等促進事業の推進（第二

十一条）

を「第二節 利用権の設定等の促進
用集積計画の同意手続の特例（第二十一条の二―第二十一条の五）

十二条）

（第十八条―第二十二條の八）に、「促進等（第二十七條）を「促進（第二十六條の二―第二十八條）」に、「第二十八條」を「第二十九條」に改める。

第四條第一項中「とは」の下に「第二十二條の八を除き」を加え、同項第一号中「含む。以下」の下に「この項において」を加え、同条第三項第一号中「農用地について」を「第十九條第一項に規定する地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二條第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）及び第七條各号に掲げる事業の実施による農用地について」に、「移転又は」を「移転、」に改め、「の移転」の下に「又は農作業の委託」を加え、「土地について」を「土地についての」に改め、「以下「利用権設定等促進事業」という」を削り、同項第三号中「農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業」を削る。

第五條第二項中第五号を第六号とし、同項第四号中「目標」の下に「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

第五條第三項中「（平成二十五年法律第百一号）」を削り、同条第六項中「この項において」を削る。

第六條第二項第五号イを次のように改める。

イ 第十八條第一項の協議の場の設置の方法、第十九條第一項に規定する地域計画の区域の基準その他第四條第三項第一号に掲げる事業に関する事項

第六條第二項第五号中ニを削り、ホをニとし、同号を同項第六号とし、同項第四号中「利用関係の改善」を「効率的かつ総合的な利用」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前二号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

第六條第六項中「第十三條の二第四項」を「第十三條の二第七項」に改める。

第七條中「農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第三項に規定する農地中間管理事業をいう。

以下同じ。）」を削り、同条第三号中「農地所有適格法人（及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

第十條第一項第二号及び第三号中「次条」を「次条第一項」に改める。

第十條中「及び第二項」を削り、「第三十條第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第一項の農用地利用集積等促進計画には、第七條各号に掲げる事業に関する事項を含めることができる。この場合における農地中間管理機構についての同法第十八條第二項並びに第五項第一号及び第二号の規定の適用については、同条第二項第一号中「農地中間管理権の設定等又は」とあるのは「農地中間管理権の設定等若しくは所有権の移転又は」と、同号八中「農地中間管理権の設定等」とあるのは「農地中間管理権の設定等又は所有権の移転」と、「決済の相手方及び方法」とあるのは「決済の相手方及び方法、当該権利が所有権である場合にあっては当該所有権の移転の対価並びにその支払の相手方及び方法」と、同項第二号中「賃借権の設定等又は」とあるのは「賃借権の設定等若しくは所有権の移転又は」と、同号口中「又は農作業の委託」とあるのは「若しくは所有権の移転又は農作業の委託」と、同号二中「賃借権の設定等」とあるのは「賃借権の設定等又は所有権の移転」と、「決済の方法」とあるのは「決済の方法、当該権利が所有権である場合にあっては当該所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びその支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法」と、同条第五項第一号中「及び農地中間管理事業規程」とあるのは「農地中間管理事業規程及び農業経営基盤強化促進法第八條第一項に規定する事業規程」と、同項第二号中「賃借権の設定等」とあるのは「賃借権の設定等又は所有権の移転」とする。

第二章に次の一節を加える。

第三節 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等
（農業経営・就農支援センター）

第十一條の十一 都道府県は、その区域内において農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行う拠点（次条第一項において「農業経営・就農支援センター」という。）としての機能を担う体制を整備するものとする。

一 経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化（委託を

受けて農作業を行う組織の設立を含む。）のために必要な助言、指導その他の農業経営に関する援助を行うこと。

二 新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下この条において「就農等希望者」という。）及び就農等希望者（法人を除く。）をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からの相談に応じ、並びに当該者に対し、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報の提供その他の援助を行うこと。

三 次条第一項の規定により提供された情報を活用し、就農等希望者の希望に応じ、当該就農等希望者を市町村その他の関係者に紹介し、農業経営の開始又は農業への就業のために必要な調整その他の援助を行うこと。

（農業を担う者の確保及び育成を図るための国等の援助）

第十一条の十二 国、地方公共団体、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う者、農業委員会、農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構、農地中間管理機構その他の関係者は、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を収集し、相互に提供するように努めるものとする。

2 前項に規定する関係者は、相互に連携協力し、次に掲げる措置を講ずるように努めるものとする。

一 第十三条第二項に規定する認定計画の達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置及び農業経営の円滑な継承のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助

二 第十四条の五第二項に規定する認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助

三 前二号に掲げる措置のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の提供、農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等、農業の技術又は経営方法の習得及び農業経営の確立の支援その他の措置

第十二条中第五項を第十五項とし、第四項を第五項とし、同項の次に次の九項を加える。

6 同意市町村は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る農業経営改善計画に第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農用地であり、同項に規定する農業用施設の用に供すること

を目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農用地である当該土地を農用地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限り。）が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

7 前項の規定による協議は、農業委員会（農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。以下同じ。）を経由して協議書を送付して行わなければならない。この場合において、農業委員会は、農林水産省令で定める期間内に、当該協議書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。

8 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（第三項第二号の土地に三十アールを超える農地が含まれる場合に限り。）は、あらかじめ、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

9 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第七項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

10 都道府県知事は、第六項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

11 都道府県知事は、第六項の規定による協議があつた場合（第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限り。）において、第六項の同意をしようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

12 指定市町村（農地法第四条第一項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）である同意市町村が、

第六項に規定する事項が記載されている農業経営改善計画について第一項の認定をしようとする場合における第五項の規定の適用については、同項中「要件」とあるのは、「要件及び第十項各号に掲げる要件」とする。この場合においては、第六項の規定は、適用しない。

13 指定市町村である同意市町村が、第六項に規定する事項が記載されている農業経営改善計画について第一項の認定をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならない。この場合においては、第八項及び第九項の規定を準用する。

14 指定市町村である同意市町村が、第六項に規定する事項（第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に係るものに限る。）が記載されている農業経営改善計画について第一項の認定をしようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

第十二条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の農業経営改善計画には、前項第三号の措置として、農畜産物の生産の用に供する施設、農畜産物を原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設その他の農林水産省令で定める農業用施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該農業用施設の種類及び規模その他の当該農業用施設の整備の内容

二 当該農業用施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

三 その他農林水産省令で定める事項

第十三条第二項中「同条第四項各号」を「同条第五項各号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十四条」を「第十四条の二」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第五項から第十四項まで」に改める。

第十三条の二第三項中「次項」を「以下この条」に改め、同条中第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4 農林水産大臣が、第十二条第六項に規定する事項が記載されている農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第六項及び第八項から第十項までの規定の適用については、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。第十項において同じ。）」と、「ならない。」とあるのは「ならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該同意をしようとするときは、農業委員会の意見を

聴かなければならない。」と、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第六項」と、同条第十項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事等」とする。この場合においては、同条第七項及び第十一項から第十四項までの規定は、適用しない。

5 都道府県知事が、第十二条第六項に規定する事項（同条第三項第二号の土地が指定市町村の区域内にあるものに係るものに限る。）が記載されている農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第六項及び第八項から第十一項までの規定の適用については、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、「ならない。」とあるのは「ならない。この場合において、当該指定市町村の長は、当該同意をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならない。」と、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第六項」と、同条第十項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」とする。この場合においては、同条第七項及び第十二項から第十四項までの規定は、適用しない。

6 都道府県知事が、第十二条第六項に規定する事項（同条第三項第二号の土地が指定市町村の区域内にあるものに係るものを除く。）が記載されている農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第五項、第十三項及び第十四項の規定の適用については、同条第五項中「要件」とあるのは「要件及び第十項各号に掲げる要件」と、同条第十三項及び第十四項中「指定市町村である同意市町村」とあるのは「都道府県知事」とする。この場合においては、同条第六項及び第十二項の規定は、適用しない。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第十三条の三 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の下欄のチ又はナに掲げる資金であつて、認定農業者が認定計画に従つて第十二条第二項第三号の措置を行うのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第三項の規定にかかわらず、同欄のチに掲げる資金にあつては二十年を超えない範囲内で、同欄のナに掲げる資金にあつては二十五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。

第十四条の三を削る。

第十四条の二の見出しを「（公庫の資金の貸付けについての配慮）」に改め、第三章第一節中同条を第

十四条の三とする。

第十四条の見出しを削り、同条中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同条を第十四条の二とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

(農地法の特例)

第十四条 認定農業者が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する農業用施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 認定農業者が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する農業用施設の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

第十四条の六第一項中「(平成十九年法律第五十七号)」を削る。

第十四条の十一、第十四条の十二及び第十六条を削る。

第十五条第一項中「(農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。以下同じ。)」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の申出」を削り、「それらの申出の内容」を「当該申出の内容(当該申出の内容が第十九条第一項に規定する地域計画の区域内の農用地に係るものである場合には、当該申出の内容及び当該地域計画の内容)」に改め、同条第二項から第四項までを削り、第三章第三節中同条を第十六条とし、同章第二節中第十四条の十を第十五条とする。

第四章第二節を次のように改める。

第二節 利用権の設定等の促進

(農業者等による協議の場の設置等)

第十八条 同意市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、定期的に、又は時宜にに応じて、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

2 同意市町村は、前項の協議に当たつては、当該協議が行われる区域内で農用地を保有し、又は利用する者の理解と協力を得るため、農用地等に関する地図を活用した当該者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域農業経営基盤強化促進計画)

第十九条 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第一項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)を定めるものとする。

2 地域計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域計画の区域

二 前号の区域における農業の将来の在り方

三 前号の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

四 農業者その他の第一号の区域の関係者が前号の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他の必要な措置

3 同意市町村は、地域計画においては、前項第三号の目標として同項第一号の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとする。

4 地域計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 基本構想に即するとともに、第五条第四項に規定する計画との調和が保たれたものであること。

二 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合することであること。

5 同意市町村は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更するものとする。

6 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

7 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公

告示し、当該地域計画の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、当該同意市町村に意見書を提出することができる。

8 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に当該地域計画の写しを送付しなければならない。

（計画の素案の提出等の協力）

第二十条 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前条第六項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、農業委員会に対し、地域計画のうち同条第三項の地図の素案を作成し、当該同意市町村に提出するよう求めるものとする。

2 前項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、同項の素案を作成するものとする。

3 農業委員会は、第一項の素案を作成するため必要があるときは、農地中間管理機構その他の関係者に対し、同項の規定による求めに係る区域外において農業経営を営む者であつて当該区域内の農用地について借受けを希望するものに関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 第一項の素案の提出を受けた同意市町村は、当該素案に基づいて地域計画を作成するものとする。
（農業委員会による利用権の設定等の促進等）

第二十一条 同意市町村の農業委員会は、地域計画の区域内において、当該地域計画の達成に資するよう、当該区域内の農用地等について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促すものとする。

2 地域計画の区域内の農用地等の所有者等は、当該農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行うよう努めるものとする。

第二十二条 同意市町村の農業委員会は、地域計画の区域（第二十二条の四第一項に規定する地域計画の区域を除く。）内の農用地の所有者から当該農用地の所有権の移転についてあつせんを受けたい旨の申

出があり、かつ、当該農用地についての農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画の達成に資するように利用権の設定等を行うことが困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地中間管理機構による買入れが必要であると認めるときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、地域計画の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが必要であると認めるときは、農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、第一項の申出があつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。

4 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

（利用権の設定等に関する協議の勧告）

第二十二条の二 同意市町村は、地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため当該区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、当該利用権の設定等に関し当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するものとする。

2 同意市町村は、前項の規定による勧告を行ったときは、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。

（地域農業経営基盤強化促進計画に係る提案）

第二十二条の三 同意市町村の農業委員会又は農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十

四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地等の所有者等は、同意市町村に対し、農業上の利用が行われる農用地等の区域の全部又は一部の区域（農用地区域内に限る。以下「対象区域」という。）の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため対象区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等が必要であると認めるときは、当該対象区域内の農用地等について当該農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨その他農林水産省令で定める事項を地域計画に定めるところを提案することができる。

2 前項の規定による提案は、農地中間管理機構及び当該提案に係る対象区域内の農用地等の所有者等の三分の二以上の同意を得ている場合に、農林水産省令で定めるところにより行うものとする。

3 第一項の規定による提案を受けた同意市町村は、当該提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、地域計画を定めず、又はこれを変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 第一項に規定する事項が定められている地域計画（当該事項に係る部分に限る。）の有効期間は、政令で定める。

（地域農業経営基盤強化促進計画の特例に係る区域における利用権の設定等の制限）

第二十二條の四 前条第一項に規定する事項が定められている地域計画の区域（対象区域内に限る。）内の農用地等の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地等について農地中間管理機構以外の者に対して、利用権の設定等（農作業の委託を除く。以下この条において同じ。）を行つてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

2 農地中間管理機構は、前項に規定する農用地等の所有者等から当該農用地等について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつたときは、当該利用権の設定等を受けるものとする。

3 農地中間管理機構は、前項の規定による申出（利用権の設定に係るものに限る。）を行つた農用地等の所有者等から当該農用地等について同時に利用権の設定を受けたい旨の申出があつた場合であつて、当該利用権の設定により地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるときは、必要と認められる期間の範囲において、当該利用権の設定を行うものとする。

4 第二項の規定により利用権の設定等を行う場合における当該利用権の設定等の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

（地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定）

第二十二條の五 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定に基づき、地域計画の区域内の農用地等について農用地利用集積等促進計画を定めるに当たつては、当該農用地利用集積等促進計画が地域計画の達成に資することとなるようにしなければならない。

（土地改良法の特例）

第二十二條の六 都道府県が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における同項第一号及び第三号並びに同条第三項及び第四項並びに同法第八十八条第十五項、第十七項及び第十八項、第九十一条の二第六項第一号並びに第九十二条の二の規定の適用については、同法第八十七条の三第一項第一号中「有する」とあるのは「有し、又は農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けている」と、同項第三号中「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当該公告があつた日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託の期間」と、同条第三項中「貸し付けている」とあるのは「貸し付け、又はその農業経営等に係る委託を受けている事業施行地域内農用地の農業経営等の委託をしている」と、「貸付け」とあるのは「貸付け又は委託」と、同条第四項中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、「を貸し付けている」とあるのは「の貸付け又は農業経営等の委託をしている」と、「貸付け」とあるのは「貸付け又は委託」と、同法第八十八条第十五項第一号中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、同項第二号中「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当該公告があつた日における同号の農業経営等の全てに係る委託の期間」と、同条第十七項各号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「設定」とあるのは「設定又は農業経営等の委託」と、同条第十八項中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、同法第九十一条の二第六項第一号中「又は移転した者」とあるのは「若しくは移転した者又は農業経営等の委託をした者」と、同号八中「使用貸借又は」とあるのは「使用貸借若しくは当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて委託された農業経営等の委託又は」と、「使用貸借の」とあるのは「使用貸借若しくは当該場合における委託された農業の経営の委託の」と、同法第九

十二条の二中「存続期間」とあるのは「存続期間又は農地中間管理機構が委託を受けている農業経営等に係る委託の期間」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の場合において、農地中間管理機構が土地改良法第八十七条の三第二項若しくは第八十八条第十六項の同意をするとき、又は前項の規定により読み替えて適用する同法第八十七条の三第四項の規定により土地改良事業を行うべきことを要請するときは、当該農地中間管理機構は、あらかじめ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農業の経営又は農作業（次項において「農業経営等」という。）の委託を受けている農用地について同法第三条に規定する資格を有する者の同意を得なければならない。

3 第一項の場合において、農地中間管理機構は、農業経営等の委託に当たつて、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該農業経営等の委託の相手方に対し、当該土地改良事業が行われることがあることについて説明しなければならない。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第二十二條の七 地域計画の区域内の一団の農用地の所有者は、同意市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農用地区域として定めるべきことを要請することができる。

2 前項の規定による要請に基づき、同意市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項まで（これらの規定を同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第二十二條の八 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、当該変更に係る土地が第二十二條の四第一項に規定する地域計画の区域内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、第二十二條の三第四項に規定する有効期間が満了している場合に限り、することができる。

第二十三條第一項中「第六条第二項第五号ロ」を「第六条第二項第六号ロ」に、「につき第十八条第三項第四号の権利を有する者」を「の所有者等」に改め、同条第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 前項第二号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

第二十三條第四項中「構成員からその」を「構成員の」に改め、「若しくは農作業の委託」を削り、同条第五項第三号中「及び農作業の委託」を削り、同項に次の一号を加える。

四 農地中間管理事業の利用に関する事項

第二十三條第六項第二号中「又は農作業の委託」及び「若しくは農作業の委託」を削る。

第二十三條の二を削る。

第二十四條第一項及び第三項中「第二十三條第一項」を「前条第一項」に改め、同条第四項中「第二十三條第三項及び第六項並びに前条第三項及び第四項」を「前条第三項及び第六項」に、「第二十三條第八項」を「同条第八項」に改める。

第二十五條中「前三條」を「前二條」に改める。

第二十六條中「又は農作業の委託」を削る。

第四章第四節の節名中「促進等」を「促進」に改める。

第二十七條に見出しとして「（農業協同組合が行う農作業の委託のあつせん等）」を付し、同条中「を図るため」を「及び当該同意市町村の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用に資するよう」に、「の促進に努めるとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化」を「を促進するほか、自ら委託を受けて農作業を行うよう」に改め、第四章第四節中同条の前に次の一条を加える。

（委託を受けて行う農作業の実施の促進に係る措置）

第二十六條の二 同意市町村は、その区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、委託を受けて農作業を行う事業（以下「農作業受託事業」という。）を実施する者による当該農作業受託事業に係る情報の提供の促進、同意市町村の農業委員会その他農業に関する団体が行う農作業の委託のあつせんの促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章の章名を削る。

第二十八條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（国及び地方公共団体の援助）

第二十八條 国及び地方公共団体は、農作業の効率化に資する先端的な技術に関する情報の提供及び農作

業受託事業の実施の促進に必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

第二十八条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第二十九条に見出しとして「（農業協同組合法等の特例）」を付する。

第三十四条を次のように改める。

（事務の区分）

第三十四条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条第一項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第十二条第六項、第七項及び第十一項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第六項の規定により読み替えて適用する第十二条第十三項及び第十四項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）

三 第十二条第十三項及び第十四項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第五項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項及び第十一項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）

第三十五条第一項中「第二十三条の二第五項」を「第二十二条の四第一項」に、「の権利の設定又は移転」を「に規定する利用権の設定等」に改め、同条第二項中「第十六条第五項」を「第二十二条第五項」

に改める。

（農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正）

第二条 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の五」に、「第二十六条」を「第二十五条」に、「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二条第三項第二号中「第十八条第九項」を「第十八条第十項」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 農用地等について農業の経営又は農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けること。

四 農業経営等の委託を受けている農用地等について農業経営等の委託（委託の相手方の変更を含む。）を行うこと。

第八条第二項第一号を削り、同項第二号中「取得する」を「取得し、又は農業経営等の委託を受ける」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「取得」の下に「又は農業経営等の受託」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の決定の」を「農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行い、又は農業経営等の委託を受けている農用地等について農業経営等の委託を行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第二条第三項第三号」を「第二条第三項第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 農地中間管理事業に係る業務の委託の基準

第八条第三項第二号を削り、同項第三号中「前項第二号」を「前項第一号」に、「第十七条第一項の規定による募集に応募した者の数、その応募の内容」を「農用地等について借受け又は農業経営等の受託を希望する者の意向」に、「取得する」を「取得し、又は農業経営等の委託を受ける」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同号イ中「農用地等の所有者」を「農地中間管理事業を効率的かつ効果的に実施する観点から、第十七条第二項に規定する区域については農地中間管理機構が農用地等の所有者」に、「からの申出に応じて」を「に対し」に改め、「取得」の下に「又は農業経営等の受託」を加え、「行うほか、」を「積極的に申し入れるほか農用地等の所有者からの申出に応じて当該協議を行い、その他の区域については」に改め、「農地中間管理機構が」を削り、

「に對し当該協議を申し入れる」を「と当該協議を行う」に改め、同号中ハをホとし、同号ロ中「このロ」を「この二」に改め、同号中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ その取得する権利の存続期間又は残存期間に関する基準、当該権利が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法、当該権利が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利（以下「経営受託権」という。）である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他農林水産省令で定める事項を適正に定め、これに基づき、農地中間管理権の取得又は農業経営等の受託を行うこと。

ハ 農地中間管理事業を円滑に推進する観点から、農用地等を現に利用している者の農業経営の現状、当該農業経営に関する意向その他の事情を考慮して農地中間管理権の取得又は農業経営等の受託を行うこと。

第八条第三項中第四号を第三号とし、同項第五号中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同号イ中「地域」を「農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画（第十七条第二項及び第十八条第三項において単に「地域計画」という。）の達成に資することその他地域」に改め、「貸付け」の下に「又は農業経営等の委託」を加え、同号ロ中「第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の決定」を「農用地等の貸付け」に、「農用地等」を「当該農用地等」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ その貸付け又は農業の経営の委託に係る農用地等についての権利の存続期間又は残存期間に関する基準、当該権利が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法、当該権利が経営受託権である場合における農地中間管理機構に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他農林水産省令で定める事項を適正に定め、これに基づき、農用地等の貸付け又は農業経営等の委託を行うこと。

第八条第三項中第五号を第四号とし、同項第六号中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、「貸付け」の下に「又は農業経営等の委託」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 前項第六号に掲げる事項が、その業務を適正かつ確実に実施することができることと認められる者に委託することを内容とするものであること。

第十七条を次のように改める。

（農地中間管理事業の実施）

第十七条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の趣旨の普及を図るとともに、農用地等について借受け又は農業経営等の受託を希望する者の意向を広域的な見地から把握した上で、地域との調和に配慮しつつ、農地中間管理事業を行うものとする。

2 農地中間管理機構は、地域計画の区域において、農地中間管理事業を重点的に行うものとする。
第十八条の見出しを「（農用地利用集積等促進計画）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

農地中間管理機構は、農地中間管理事業（第二条第三項第一号から第四号までに掲げる業務に係るものに限る。）の実施により、農地中間管理権若しくは経営受託権の設定若しくは移転（次項第一号において「農地中間管理権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定若しくは移転（以下「賃借権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、農地法その他の法令の規定により農地中間管理機構が農地中間管理権又は経営受託権を取得する場合には、この限りでない。

2 農用地利用集積等促進計画においては、当該農用地利用集積等促進計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。

一 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項

イ 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行う者の氏名又は名称及び住所

ロ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ハ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該権利が経営受託権である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法

二 農地中間管理機構がイに規定する者から農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契

約期間並びに対価及びその支払の方法

ホ その他農林水産省令で定める事項

二 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項

イ 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者の氏名又は名称及び住所

ロ イに規定する者が賃借権の設定等（その者が賃借権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。第五項第二号において同じ。））、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。同項第三号において同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ハ ロに規定する土地について現に農地中間管理機構から賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定又は農作業の委託を受けている者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所

二 イに規定する者が賃借権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては借賃及びその支払の方法、当該権利が経営受託権である場合にあっては農地中間管理機構に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

ホ イに規定する者が農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価並びにその支払の相手方及び方法

ヘ イに規定する者が第二十一条第二項各号のいずれかに該当する場合に賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除をする旨の条件

ト その他農林水産省令で定める事項

第十八条第三項中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、「あらかじめ、」の下に「関係する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、その長。以下同じ。）の意見を聴くとともに、前項第一号口又は第二号口に規定する土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるか

どうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては」を加え、同条第四項中「利害関係人の」を削り、同条第五項中「農用地利用配分計画が」を「農用地利用集積等促進計画が」に改め、同項第一号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二項第一号」を「第二項第二号イ」に改め、「（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。次号において同じ。）」を削り、同号ただし書中「賃借権の設定等」を「賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第二項第一号」を「第二項第二号イ」に改め、「（農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第二項第一号口に規定する土地ごとに、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全て（当該土地が農作業の委託を受ける土地である場合には、農作業の委託を行う者に限る。）の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権（その存続期間が四十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

第十八条第五項第五号中「第二項第二号」を「第二項第二号ロ」に、「同項第一号」を「同号イ」に、「同項第三号」を「同号ハ」に改め、同項第六号中「第二項第二号」を「第二項第一号口又は第二号ロ」に改め、同号イ及びロ中「賃借権の設定等」を「第一項の権利の設定又は移転」に改め、同条第六項中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農地中間管理機構が、第三項の規定による市町村の意見の聴取において、あわせて、次の各号に掲げる土地のいずれかに該当する第二項第一号口又は第二号ロに規定する土地がそれぞれ前項第六号イ又はロに定める要件に該当することについて意見を聴き、その聴取した意見を第四項の書類に記載して都道府県知事に提出したときは、この限りでない。

第十八条第七項中「関係農業委員会」を「関係する農業委員会」に改め、同条第八項中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「賃借権又は使用貸借による」を「第一項の」に改め、同条第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 第七項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農作業の委託に係る契約が締結されたものとみなす。

第十八条に次の二項を加える。

11 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を示して農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容がこの項前段の規定による要請の内容と一致するものであるときは、第三項の規定にかかわらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

12 農地中間管理機構は、前項の規定による要請があつたときは、当該要請の内容を勘案して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。

第十九条第一項中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第二項中「（農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。）」を削り、「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容がこの項前段の規定により市町村が提出した農用地利用集積等促進計画の案の内容と一致するものであるときは、同条第三項及び第六項の規定にかかわらず、同条第三項の規定による市町村の意見の聴取及び同条第六項の規定による協議を要しない。

第十九条に次の一項を加える。

4 市町村等は、前項の規定により農業委員会の意見を聴いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を、第二項前段の規定により提出する農用地利用集積等促進計画の案に添付するものとする。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかわらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

第十九条の二を削る。

第二十条の見出しを「（農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借等の解除）」に改め、同条中「有する農地中間管理権」の下に「若しくは経営受託権又はその委託を受けている農作業」を加え、「当該農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第十九条」を「第十八条第七項」

に、「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「よつて設定」を「よつて設定され」に改め、「使用貸借」の下に「、当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農地中間管理機構に設定された経営受託権に係る農業の経営の委託、当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて締結されたものとみなされた農作業の委託に係る契約（農地中間管理機構が委託を受けるものに限る。）又は同条第一項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権若しくは経営受託権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは農業の経営の委託」を加え、同条第一号中「貸付け」の下に「又は農業経営等の委託」を加える。

第二十一条第一項中「農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画（第十九条の二第一項の規定により同法第十八条第三項第四号の同意をしたものに限る。）」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、「より賃借権の設定等」の下に「又は農作業の委託」を、「当該賃借権の設定等」の下に「若しくは農作業の委託」を、「状況」の下に「又は当該農用地等に係る農業経営等の状況」を加え、同条第二項中「第六条の二第二項第二号」を「第六条の二第二項」に、「又は使用貸借」を「、使用貸借又は農業経営等の委託」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該農作業を適正に行つていないと認めるとき。

第二十二条第一項中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、第二章第三節に次の四条を加える。

（不確知共有者の探索の要請）

第二十二条の二 農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画（存続期間が四十年を超えない賃貸借又は使用貸借による権利の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。次条及び第二十二條の四において同じ。）を定める場合において、第十八条第二項第一号ロに規定する土地のうち、同条第五項第四号ただし書に規定する土地であつてその二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、関係する農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて確知することができるもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を行うよう要請することができる。

2 農業委員会は、前項の規定による要請を受けた場合には、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、不確知共有者の探索を行うものとする。

（共有者不明農用地等に係る公示）

第二十二條の三 農業委員会は、前条第一項の規定による要請に係る探索を行ってもなお共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて知れているものの全ての同意を得て、農地中間管理機構の定めようとする農用地利用集積等促進計画及び次に掲げる事項を公示するものとする。

一 共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積

二 共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができない旨

三 共有者不明農用地等について、農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける旨

四 前号に規定する権利の種類、内容、始期及び存続期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては、借賃並びにその支払の相手方及び方法

五 不確知共有者は、公示の日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は前二号に掲げる事項について異議を述べることができる旨

六 不確知共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなす旨

（不確知共有者のみなし同意）

第二十二條の四 不確知共有者が前条第五号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなす。

（情報提供等）

第二十二條の五 農林水産大臣は、共有者不明農用地等に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、第二十二條の三の規定による公示に係る共有者不明農用地等に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第二十四條中「（昭和二十六年法律第八十八号）」を削る。

第二十六條を次のように改める。

（農業協同組合法の特例）

第二十六條 第十八條第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権が設定されたことにより農業協同組合法第二十一条第一項第一号の事由に該当することとなつた農業協同組合の組合員たる個人（認定団体（農業経営基盤強化促進法第二十三条第十項に規定する認定団体をいう。次項において同じ。）の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農業協同組合の定款で定めるものに限る。）は、農業協同組合法第二十一条第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わないものとする。

2 前項の規定は、第十八條第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権が設定されたことにより農業協同組合法第七十三条第一項において準用する同法第二十一条第一項第一号の事由に該当することとなつた同法第七十二条の十第一項第一号の事業を行う農事組合法人の組合員（認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農事組合法人の定款で定めるものに限る。）について準用する。

第三章の章名を削り、第二十五条の次に次の章名を付する。

第三章 雑則

第二十六條の次に次の一条を加える。

（登記の特例）

第二十六條の二 第十八條第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

第三十二条第一号中「第十九條の二第三項」を削り、同条第二号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第三条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」を削る。

第七条第一項中「定めるように努めなければ」を「定めなければ」に改め、同項第二号中「方法」の下

に「（その区域内の農地等について農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画が定められているときは、同条第二項第三号の目標を達成するためにとるべき具体的な措置に関して農業委員会が果たすべき役割に関する事項を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第一号の目標の達成状況の評価の方法

第七条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、前項の指針を変更しなければならない。

第十七条第三項中「推進委員は」の下に、「第七条第一項の指針に従つて」を加え、「行う」を「行わなければならない」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第四条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「すべて」を「全て」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「当該」を「前号に掲げるもののほか、当該」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）

第十九条第一項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれないと認められること。

第十五条の二第一項第五号を削り、同項第六号中「農用地利用集積等促進計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「賃借権又は使用貸借による」を「同条第一項の」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

（農地法の一部改正）

第五条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号を削り、同項第七号の二中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「賃借権又は使用貸借による」を「同条第一項の」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十四号の二中「農地中間管理権」の下に「又は経営受託権（同法第八条第三項第三号に規定する経営受託権

をいう。）」を加え、同条第二項ただし書中「第四号及び第五号」を「及び第四号」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第一項第三号を削り、同項第四号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「賃借権又は使用貸借による」を「同条第一項の」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項第二号を削り、同項第三号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「賃借権又は使用貸借による」を「同条第一項の」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「前条第一項第八号」を「前条第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とする。

第六条の二第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた同法第十八条第二項第六号に規定する者」を削り、「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「同条第五項第四号」を「同条第五項第三号」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた同条第五項第三号に規定する者が同号に掲げる要件に該当しない場合その他の農林水産省令で定める」に、「それぞれ当該各号に定める者」を「農地中間管理機構」に改め、同項各号を削る。

第十七条ただし書中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第三項第一号に規定する利用権に係る賃借」を削り、「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改める。

第十八条第一項第五号を削り、同項第六号中「同項第二号に掲げる業務」の下に「若しくは農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業」を加え、「同法」を「農地中間管理事業の推進に関する法律」に改め、同号を同項第五号とし、同条第八項中「農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号」を削り、「第十八条第二項第五号」を「第十八条第二項第二号へ」に改める。

第三十二条第三項第三号中「六月」を「二月」に改める。

第三十五条第二項ただし書中「同条第二項第二号」を「同条第二項第一号」に改める。

第三十九条第三項中「二十年」を「四十年」に改める。

第四十六条第一項中「定める者」の下に「（農業経営基盤強化促進法第二十二條の四第一項に規定する地域計画の区域内にある農地又は採草放牧地については、農地中間管理機構）」を加える。

第六十三条第二項第一号中「第四條第一項第八号」を「第四條第一項第七号」に改め、同項第三号中「第五條第一項第七号」を「第五條第一項第六号」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第六條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「及び第九項」を削る。

第十一條の五十第三項中「には、」の下に「当該組合の総会に」を加え、「。以下この条において同じ」を削り、「第十二條第二項第二号」を「同条第二項第二号」に、「第九項において同じ。」を「の半数以上が出席し、その議決権」に、「書面による同意を得なければ」を「多数による決議を経なければ」に改め、同条第四項から第九項までを削る。

第十一條の五十一第二項中「には、」の下に「事業の実施区域その他」を加え、同条に次の一項を加える。

行政庁は、農業経営規程に記載された事業の実施区域が農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九條第一項に規定する地域計画の区域内にある場合において、第一項又は第三項の承認をしようとするときは、当該地域計画の達成に資することとなるよう適切な配慮をするものとする。この場合において、行政庁は、必要があると認めるときは、当該地域計画を定めた市町村の意見を聴くものとする。

第三十條第十二項ただし書中「（昭和五十五年法律第六十五号）」を削る。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八條の規定は、公布の日から施行する。

（農業経営基盤強化促進基本方針及び基本構想に関する経過措置）

第二條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一條の規定による改正前の農業経営基盤強

化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）第五條の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、施行日から起算して三月を経過する日（その日までに第一條の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法（以下「新基盤強化法」という。）第五條の規定により当該基本方針が変更され、及び公表されたときは、その公表の日の前日）までの間は、新基盤強化法第五條の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針とみなす。

2 施行日前に旧基盤強化法第六條の規定により定められ、又は変更され、及び公告された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（附則第五條第一項において「旧基本構想」という。）は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに新基盤強化法第六條の規定により当該構想が変更され、及び公告されたときは、その公告の日の前日）までの間は、新基盤強化法第六條の規定により定められ、又は変更され、及び公告された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（附則第十一條第二項において「新基本構想」という。）とみなす。

（農用地の利用関係の調整等に関する経過措置）

第三條 農用地（旧基盤強化法第四條第一項第一号に規定する農用地をいう。）の所有者は、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九條の規定により当該農用地を含む地域計画（同条第一項に規定する地域計画をいう。附則第五條第一項及び第六條第三項において同じ。）が定められ、及び公告されたときは、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の例により新たに旧基盤強化法第十五條第一項の申出をすることができる。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第十五條第一項の申出（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた申出を含む。）に係る同条第二項及び旧基盤強化法第十六條の規定による調整、要請、通知、協議、譲渡しその他の行為については、なお従前の例による。

（地域農業経営基盤強化促進計画等に関する経過措置）

第四條 施行日から起算して二年を経過する日までの間は、新基盤強化法第十八條第一項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」と、新基盤強化法第十九條第一項中「定めるものとする」とあるのは「定めることができる」とする。

（農用地利用集積計画に関する経過措置）

第五条 旧基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する同意市町村をいう。附則第十一条第二項において同じ。）は、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第十一条第一項及び第二十六条において同じ。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。

2 この法律の施行前に旧基盤強化法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画を含む。附則第十八条において同じ。）については、なおその効力を有するものとし、当該農用地利用集積計画に関する農地法による農地所有適格法人以外の者の報告等並びに農地又は採草放牧地の賃貸借の更新及び解約等の制限、旧基盤強化法による勧告、取消し、公告及びあつせんその他の行為並びに登記の特例並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権（同法第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。附則第十八条において同じ。）に係る賃貸借又は使用貸借の解除及び農用地等の利用状況の報告については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた農用地利用集積計画（この法律の施行前に行われた利用権（旧基盤強化法第四条第三項第一号に規定する利用権をいう。）又は所有権の設定又は移転に係る部分を除く。）に関する農地法による農地又は採草放牧地の権利移動及び転用の制限並びに農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内における開発行為の制限については、なお従前の例による。

（農用地利用規程に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項の認定（旧基盤強化法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。次項及び第三項において同じ。）に係る農用地利用規程（農業経営基盤強化促進法第二十三条第七項に規定する特定農用地利用規程（次項において「特定農用地利用規程」という。）及び旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程を除く。）は、新基盤強化法第二十三条第一項の認定（新基盤強化法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）に係る農用地利用規程とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る特定農用地利用規程は、当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日（その日までに新基盤強化法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けたときは、その認定を受けた日）までの間は、新基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る特定農用地利用規程とみなす。

3 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程については、当該農用地利用規程の有効期間の満了の日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画（新基盤強化法第二十二条の三第一項に規定する事項が定められているものに限る。）が定められ、及び公告されたときは、当該農用地利用規程に係る旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域のうち、当該地域計画の区域（新基盤強化法第二十二条の三第一項に規定する対象区域内に限る。）については、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の例による。

（農業協同組合法の特例に関する経過措置）

第七条 旧基盤強化法第二十八条第一項に規定する者についての農業協同組合法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、旧基盤強化法第二十八条第二項に規定する者について準用する。

（農地中間管理事業規程に関する経過措置）

第八条 施行日前に第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理事業法」という。）第八条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農地中間管理事業の実施に関する規程は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに第二条の規定による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この条及び次条第二項において「新農地中間管理事業法」という。）第八条の規定により当該規程が変更され、及び公表されたときは、その公表の日の前日）までの間は、新農地中間管理事業法第八条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農地中間管理事業の実施に関する規程とみなす。

（農用地利用配分計画に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にされた旧農地中間管理事業法第十八条第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可又は不認可の処分について

は、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認可され、及び公告された農用地利用配分計画を含む。）の定めるところによつてこの法律の施行前又は施行後に設定され、又は移転された同条第一項の権利は、新農地中間管理事業法第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第一項の権利とみなす。

（農用地利用集積等促進計画によらない賃借権の設定等に関する経過措置）

第十条 この法律の施行後に一の農用地利用集積計画（附則第五条第一項の規定によりなお従前の例により定め、及び公告される農用地利用集積計画をいう。）において農地中間管理機構が賃借権の設定等（旧農地中間管理事業法第十八条第一項に規定する賃借権の設定等をいう。以下この条において同じ。）を受ける農用地等について当該農地中間管理機構が同時に賃借権の設定等を行う場合には、旧農地中間管理事業法第十九条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十八条第一項の」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなお従前の例により定め、及び公告される」と、「賃借権の設定等」とあるのは「賃借権の設定等（改正法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理事業法」という。）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等をいう。以下同じ。）」と、「農用地利用配分計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「同条第三項第四号」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第十八条第三項第四号」と、同条第二項中「第十八条第三項及び第四項」とあるのは「旧農地中間管理事業法第十八条第三項及び第四項」と、「第十九条の二第一項の規定による協議を」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される第十九条の二第一項の規定による協議を」と、「第十九条の二第一項の規定による協議」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される第十九条の二第一項の規定による協議」と、同条第三項中「第十八条第五項第一号及び第二号」とあるのは「旧農地中間管理事業法第十八条第五項第一号」とする。

（農業者等による協議の場の設置等に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果に係る区域における協議の場については、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

2 新基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村は、この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により設けられた協議の場に係る協議の結果を含む。）を新基盤強化法第十八条第一項の規定により公表された協議の結果とみなすことができる。

（遊休農地に関する措置に関する経過措置）

第十二条 第五条の規定による改正後の農地法（次項において「新農地法」という。）第三十二条第三項の規定は、施行日以後にされる公示について適用し、施行日前にされた公示及び当該公示に係る農地法第四十一条の規定による通知、裁定の申請その他の行為については、なお従前の例による。

2 新農地法第三十九条第三項の規定は、施行日以後にされる農地法第三十六条第一項の規定による勧告に係る裁定について適用し、施行日前にされた同項の規定による勧告に係る裁定については、なお従前の例による。

（農業協同組合等の農業の経営に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に農業協同組合法第十一条の五十第一項の規定により農業協同組合又は農業協同組合連合会が行っている農業の経営は、第六条の規定による改正後の同法第十一条の五十第三項の規定による決議を経た農業の経営とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の項を次のように改める。

農業経営基盤強化促進法 （昭和五十五年法律第六十五号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
五号）	一 第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条第一項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
	二 第十二条第六項、第七項及び第十一項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第六項の規定により読み替えて適用する第十二条第十三項及び第十四項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）
	三 第十二条第十三項及び第十四項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第五項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項及び第十一項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）

別表第一 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の項第一号中「第十九

条の二第三項」を削り、同項第二号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改める。

別表第二 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第一号中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第七号」に改め、同項第三号中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第十七条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の二第六項第一号ハ中「農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に、「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「よつて設定」を「よつて設定され」に改め、「使用貸借」の下に「又は同条第一項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借」を加える。

（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する経過措置）

第十八条 土地改良法第九十一条の二第六項第一号に掲げる者が、この法律の施行前に旧基盤強化法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつてこの法律の施行前又は施行後に設定され、又は移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をした場合における特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

（入会林野等に係る権利関係の近代化に関する法律の一部改正）

第十九条 入会林野等に係る権利関係の近代化に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第四号中「二」を「いずれかに」に改め、「同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び」を削る。

第二十二條第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「二」を「いずれかに」に改め、「同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び」を削る。

（農住組合法の一部改正）

第二十條 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「第五條第一項第七号」を「第五條第一項第六号」に改める。

（地価税法の一部改正）

第二十一條 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号口中「第四條第一項第八号又は第五條第一項第七号」を「第四條第一項第七号又は第五條第一項第六号」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第二十二條 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六條第五項中「同條第二項第六号」を「同條第二項第五号」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第二十三條 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七條の五十六」を「第十七條の五十五」に、「第十七條の五十七―第十七條の五十九」を「第十七條の五十六―第十七條の五十八」に、「第十七條の六十」を「第十七條の五十九」に、「第十七條の六十一―第十七條の六十三」を「第十七條の六十―第十七條の六十二」に改める。

第五條第四項第十四号中「第十七條の六十第一項」を「第十七條の五十九第一項」に改め、同項第十五号中「第十七條の六十一」を「第十七條の六十」に改め、同項第十六号中「第十七條の六十二」を「第十七條の六十一」に改め、同項第十七号中「第十七條の六十三」を「第十七條の六十二」に改める。

第十七條の十七第二項中「（第十七條の五十四第五項において単に「農業委員会を置かない市町村」という。）」を削り、「第十七條の五十七第二項」を「第十七條の五十六第二項」に改める。

第十七條の五十四第三項第三号中「（次項及び第十七條の五十六において「付随農地等」という。）」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条第八項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十七條の五十五中「前條第七項（同條第八項）」を「前條第五項（同條第六項）」に改め、「。次条において同じ」を削る。

第十七條の五十六を削り、第五章第十四節中第十七條の五十七を第十七條の五十六とし、第十七條の五

十八を第十七條の五十七とする。

第十七條の五十九中「第十七條の五十七第一項」を「第十七條の五十六第一項」に改め、同條を第十七條の五十八とする。

第十七條の六十第二項中「第十七條の六十第一項各号」を「第十七條の五十九第一項各号」に、「第十七條の六十第二項」を「第十七條の五十九第二項」に改め、第五章第十五節中同條を第十七條の五十九とする。

第五章第十六節中第十七條の六十一を第十七條の六十とし、第十七條の六十二を第十七條の六十一とし、第十七條の六十三を第十七條の六十二とする。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第二十四條 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條の十九第二項第一号イ中「第十七條の三十一において読み替えて準用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十九條の二第一項前段」を「第十七條の三十一第一項」に改め、同條第三項第四号ただし書中「二十年」を「四十年」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 第十七條の三十一第一項に規定する場合にあつては、農用地利用集積等促進計画の内容及、農地中間管理事業の推進に関する法律第三條第一項に規定する基本方針及び同法第八條第一項に規定する農地中間管理事業規程に適合するものであること。

第十七條の二十四第二項中「第十八條第一項第六号」を「第十八條第一項第五号」に、「同法」を「農地中間管理事業の推進に関する法律」に改め、「第二十一條第二項（）の下に「これらの規定を」を加える。

第十七條の二十六中「二十年」を「四十年」に改める。

第十七條の二十七第五号中「六月」を「二月」に改める。

第十七條の三十の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（農地中間管理事業の推進に関する法律の特例）」を付し、同条中「農用地利用集積計画」を「第十八條第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「と、同法」を「と」、「使用貸借、当該」とあるのは「使用貸借、第十八條第七項の規定による公告があつたと、同法」に、「中「限る。」」を「中「農用地利用集積等促進計画」に、「限る。」若しくは」を「農用地利用集積等促進計画又は」に、「第十七條の三十一の規定により読

み替えて準用する第十九条の二第一項前段」を「第十七条の三十一第一項」に改める。
第十七条の三十一を次のように改める。

第十七条の三十一 農地中間管理機構は、一の農用地利用集積等促進計画において当該農地中間管理機構が賃借権の設定等（所有権の移転を除く。以下この条において同じ。）を受ける農用地等について同時に賃借権の設定等を行う場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定によらず、当該賃借権の設定等を行うことができる。

2 農地中間管理機構は、前項の規定による賃借権の設定等を行うことについての第十七条の十九第三項第四号の同意をする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。

3 農地中間管理機構は、前項に規定する同意をしようとするときは、同項の規定により聴取した利害関係人の意見を記載した書類を福島県知事に提出しなければならない。

第十七条の三十二中「第六条の二第二項第二号中「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第四号」を「第六条の二第二項中「同号」に改める。

第十七条の三十三第一項中「次に掲げる事務（二）を「農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る農業委員会の事務（同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限り、」に、「農地法及び農業経営基盤強化促進法」を「同法」に改め、同項各号を削る。

（福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 前条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第十七条の二十七の規定は、施行日以後にされる公示について適用し、施行日前にされた公示並びに当該公示に係る前条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（次条において「旧福島特措法」という。）第十七条の十九及び第十七条の二十の規定による作成、公告その他の行為については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律の施行の際現に旧福島特措法第十七条の三十三第一項の規定により同項に規定する特例分担事務（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）を行っている市町村長は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例により当該特例分担事務を行うことができる。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二十七条 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部を次のように改正す

る。

附則第五十一条第十六項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。附則第六十九条第九項において「令和四年旧基盤強化法」という。）」に、「第三十七条第一項、第三項」を「第三十七条第一項中「同年三月三十一日」とあるのは「同年三月三十一日とし、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一条第十六項に規定する特定個人の同表の第二号又は第七号の上欄に掲げる資産にあつては令和元年十二月三十一日とする。」と、同表の第七号の下欄中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた同条の」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第五条第二項に規定する」と、同条第三項」に改める。

附則第六十九条第九項中「農業経営基盤強化促進法」を「令和四年旧基盤強化法」に、「同条第四項」を「同表の第七号の上欄中「同法第十九条の規定による公告があつた同条の」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第五条第二項に規定する」と、同条第四項」に改める。

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流
の促進に関する法律の一部を改正する法律案

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「第五条第八項に規定する活性化施設」を「第五条第二項第二号に規定する活性化事業」に、「同項に規定する活性化施設」を「当該活性化事業」に改める。

第五条第二項第二号中「掲げる事業」の下に「（以下「活性化事業」という。）」を加え、同号イ中「定住等の促進に資する」を削り、「事業」の下に「であって、定住等の促進に資するもの」を加え、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業であつて、定住等及び地域間交流の促進に資するもの

第五条第二項第三号中「前号の事業」を「活性化事業」に改め、同条第十二項中「第五項から第七項まで、第九項」を「第六項から第九項まで、第十二項から第十九項まで、第二十一項から第二十五項まで」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第十一項を第二十七項とし、同条第十項中「（昭和四十三年法律

第百号）」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第九項中「前項の規定により」を削り、「農林地所有権移転等促進事業に関する」を「第四項各号に掲げる事項又は第十項各号に掲げる」に、「当該事項のうち同項第二号」を「これらの事項のうち第四項各号に掲げる事項並びに第十項第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の十三項を加える。

13 都道府県知事は、前項の規定による協議があつた場合において、第四項各号に掲げる事項について、次に掲げる要件に該当するものであるときは、前項の同意をするものとする。

一 第四項第一号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該土地が農地であり、かつ、農地である当該土地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項（第一号イに係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

ロ 当該土地が農地であり、かつ、農地法第四条第六項第一号イに掲げる農地である当該土地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該活性化事業の目的を達成することができると認められないこと。

ハ 当該土地が農用地区域内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

二 当該活性化計画に従つて行われる特定開発行為又は建築行為等が当該特定開発行為を行う土地又は当該建築行為等に係る農林漁業振興等施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内において行うことが困難又は著しく不適當と認められること。

14 都道府県知事は、第四項第一号に規定する土地の全部又は一部が農地（当該活性化事業の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、農地法第四条第一項の許可を受けなければならないものに限る。次項及び第二十二項において同じ。）である活性化計画について第十二項の規定による協議があつた場合において、同項の同意をしようとするときは、あらかじめ、第四項各号に掲げる事項について農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）

の意見を聴かなければならない。

15 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の協議に係る農地の全部又は一部が三十アールを超える農地であるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合については、この限りでない。

16 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十四項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

17 活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）である場合における第十一項から第十三項までの規定の適用については、第十一項中「要件」とあるのは「要件及び第十三項第一号に掲げる要件（同号イ及びロに係るものに限る。）」と、第十二項中「〔第四項各号に掲げる事項〕とあるのは「〔第四項各号に掲げる事項（当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為を行うに当たり、同項の許可を受けなければならないもの又は当該活性化事業の用に供する土地が市街化調整区域内の土地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、特定開発行為若しくは建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項若しくは第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）』と、第十三項第一号中「次に」とあるのは「ハに」とする。

18 第十四項から第十六項までの規定は、指定市町村が活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする場合について準用する。

19 活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（以下「指定都市等」という。）である場合における第十一項から第十三項までの規定の適用については、第十一項中「要件」とあるのは「要件及び第十三項第二号に掲げる要件」と、第十二項中「〔第四項各号に掲げる事項〕とあるのは「〔第四項各号に掲げる事項（当該活性化事業の用に供する土

地が農地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、農地法第四条第一項の許可を受けなければならないもの又は当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為を行うに当たり、同項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）』と、第十三項中「〔について、次に〕とあるのは「〔について、第一号に〕とする。」

20 都道府県が作成する活性化計画（第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）は、第十一項各号に掲げる要件のほか、第十三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

21 第十四項から第十六項までの規定は、都道府県が活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする場合について準用する。この場合において、第十四項中「土地の」とあるのは、「土地（指定市町村の区域内の土地を除く。）の」と読み替えるものとする。

22 活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする都道府県（指定市町村と共同して当該活性化計画を作成する都道府県を除く。）は、当該活性化計画を作成しようとする場合において、当該活性化計画に記載された同項第一号に規定する土地（指定市町村の区域内の土地に限る。）が農地であるときは、当該事項について、あらかじめ、当該指定市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。

23 第十三項から第十六項までの規定は、指定市町村の長が前項の同意をしようとする場合について準用する。この場合において、第十三項中「〔について、次に掲げる要件〕とあるのは、「〔について、第一号に掲げる要件（同号イ及びロに係るものに限る。）』と読み替えるものとする。

24 活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする都道府県（指定都市等と共同して当該活性化計画を作成する都道府県を除く。）は、当該活性化計画を作成しようとする場合において、当該活性化計画に記載された同項第一号に規定する土地（指定都市等の区域内の土地に限る。）が市街化調整区域内の土地（当該活性化事業の用に供することを目的として、特定開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに限る。）であるときは、当該事項について、あらかじめ、当該指定都市等の長に協議し、その同意を得なければならない。

25 第十三項の規定は、指定都市等の長が前項の同意をしようとする場合について準用する。この場合において、第十三項中「〔について、次に〕とあるのは、「〔について、第二号に〕と読み替えるものとする。」

第五条第八項中「同項第二号に掲げる事業により整備される施設（以下「活性化施設」という。）の整備を図る。」を「活性化事業の実施の」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 活性化計画（第四項各号に掲げる事項（当該活性化事業の用に供する土地が農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、農地法第四条第一項の許可を受けなければならないもの、当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の土地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為を行うに当たり、同項の許可を受けなければならないもの又は当該活性化事業の用に供する土地が市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。以下同じ。）内の土地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農林漁業の振興を図るための施設その他の当該活性化事業により整備される施設（第二項第二号イ又はハに規定するものであつて政令で定めるものに限る。以下「農林漁業振興等施設」という。）の建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十三号に規定する建築をいう。）の用に供する目的で行う都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下「特定開発行為」という。）若しくは農林漁業振興等施設を新築し、若しくは建築物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。）を改築し、若しくはその用途を変更して農林漁業振興等施設とする行為（以下「建築行為等」という。）を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項若しくは第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下この条において同じ。）が記載されたものに限る。）は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 第四項第一号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に定められた土地利用に支障を及ぼすそれがないと認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

二 当該活性化計画の内容が、当該活性化計画の区域内にある土地の農林業上の利用と他の利用との調整に留意して活性化事業の用に供する土地を確保するとともに、当該土地の周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められていること。

第五条中第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該活性化計画に記載する事項について当該協議会における協議をしなければならない。

第五条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第三号」の下に「並びに前項各号」を加え、「（活性化計画を作成する都道府県又は市町村が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、活性化事業の実施に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該活性化事業の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

二 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあつては、当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容

三 その他農林水産省令で定める事項

第十五条中「第七条第六項」を「第八条第五項」に改め、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条を第二十条とし、第十四条を第十九条とする。

第十三条中「当該活性化計画に定める活性化施設」を「活性化事業」に、「活性化施設の設置」を「活性化事業の実施」に改め、同条を第十八条とし、第十二条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法人化の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、農用地の保全を図るための事業その他の定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等の効率的かつ安定的な実施に資するため、当該事業等を実施しようとする団体（法人を除く。）の法人化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十一条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の特例）

第十五条 第五条第五項の規定により活性化計画にその実施する多面的機能発揮促進事業（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第三条第三項に規定する多面的機能

発揮促進事業をいう。）が記載された農林漁業団体等は、同法第七条第一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係るものであるときは、同条第二項（同項の規定に基づく命令の規定を含む。）の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項の一部を省略する手続その他の農林水産省令で定める簡略化された手続によることができる。

第十条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第十二条 第五条第一項の規定により作成された活性化計画に記載された同条第四項第一号に規定する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

（都市計画法の特例）

第十三条 市街化調整区域内において第五条第一項の規定により作成された活性化計画（同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。次項において同じ。）に従って行われる特定開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げる開発行為に該当するものを除く。）は、同法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において第五条第一項の規定により作成された活性化計画に従って行われる建築行為等について、同法第四十三条第一項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

第九条を第十条とする。

第八条第二項ただし書中「前条第六項」を「前条第五項」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第五条第八項各号」を「第五条第十項各号」に改め、「（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）」を削り、同条第三項第三号中「適合する」を「定められた土地利用に支障を及ぼすおそれがない」に改め、同項第四号中「活性化施設」を「活性化事業」に改め、同項第五

号中口を削り、ハをロとし、同条第四項を次のように改める。

4 第五条第十五項及び第十六項の規定は、農業委員会が第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地（当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。以下この条において同じ。）である所有権移転等促進計画について第一項の決定をしようとするときについて準用する。この場合において、第五条第十五項中「同項の協議に係る農地」とあるのは、「当該所有権移転等促進計画に係る農用地」と読み替えるものとする。

第七条第五項を削り、同条第六項中「（農地法第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 都道府県知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該所有権移転等促進計画の内容が第二項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであるときは、前項の承認をするものとする。

一 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあつては、同条第二項（第一号イに係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 当該土地が農地法第五条第二項第一号イに掲げる農地又は採草放牧地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が同条第一項本文に規定する場合にあつては、当該農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該活性化事業の目的を達成することができると認められないこと。

三 当該土地が農用地区域内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

7 市町村が指定市町村である場合における第三項及び前二項の規定の適用については、第三項中「は、次に掲げる要件」とあるのは「は、次に掲げる要件及び第六項に規定する要件（同項第一号及び第二号に係るものに限る。）」と、第五項中「農用地」とあるのは「農用地（農用地区域内の農用地に限る。）」と、前項中「次に」とあるのは「第二号に」とする。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（協議会）

第六条 活性化計画を作成しようとする都道府県又は市町村は、活性化計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 活性化計画を作成しようとする都道府県又は市町村

二 当該都道府県又は市町村の区域内において活性化事業を実施しようとする農林漁業団体等

三 当該都道府県又は市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の項中「第七条第六項」を「第八条第五項」に改める。

（農地法の一部改正）

第三条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第五条第八項」を「第五条第十項」に改める。

第四条第一項第六号中「第八条第一項」を「第五条第一項の規定により作成された活性化計画（同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従つて農地を同条第二項第二号に規定する活性化事業の用に供する場合又は同法第九条第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「第五条第八項」を「第五

条第十項」に改める。

第五条第一項第五号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第五条第八項」を「第五条第十項」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第四条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二 第一項第八号中「第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的」を「第五条第一項の規定により作成された活性化計画（同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従つて同条第二項第二号に規定する活性化事業の用」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画についての農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内における開発行為の制限については、なお従前の例による。

（地域再生法の一部改正）

第六条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「同法第六条第一項」を「同法第七条第一項」に改める。

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正）

第七条 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第九条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」の下に「（平成二十年法律第三十九号）」を加える。

（棚田地域振興法の一部改正）

第八条 棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第一号中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第十二条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、「棚田地域振興法」の下に「（令和元年法律第四十二号）」を加える。

（政令への委任）

第九条 附則第五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。